

論文

飛脚問屋京屋・嶋屋の金融機能 —店卸勘定と手形の分析—

巻島 隆

はじめに

本稿は飛脚問屋の金融機能の実態について、江戸定飛脚問屋仲間の京屋弥兵衛と嶋屋佐右衛門の上州店の事例を中心に考察したものである。近世後期における上野国緑野郡藤岡町で営業した京屋弥兵衛藤岡店の支配人富田永世（通称金蔵、1777-1855）の末裔が保管する富田家文書（埼玉県秩父市、個人所蔵・非公開）には飛脚関係史料が若干確認され、その中に天保10年（1839）7月の「店卸勘定」⁽¹⁾が含まれる。この史料は限定された時期ではあるものの、地方出店のキャッシュフロー（現金流量）を示すものであり、他に類例のない一級史料である。この史料を手掛かりに京屋藤岡店の現金の流れを具体的に示し、また羽鳥家文書（群馬県立文書館複製資料）と宮川家文書（桐生市立図書館蔵）に所収される飛脚問屋が関わった手形史料（主に為替手形、預り金手形）を分析し、融資機能と併せて飛脚問屋が担った地域金融の一端を明らかにする。

為替手形とは商取引の決済・送金の際、振出人（手形発行人、買掛人）が名宛人（支払人）を指定し、受取人（売掛人）に対して発行される証文のことである。受取人は近くの名宛人から現金を受け取る。振出人と受取人が遠距離である場合、現金を移動させずに済む便利な決済方法であり、近世では三都間だけでなく、地方との間でも盛んに利用された。預り金手形とは飛脚問屋が得意先から現金を預かる際に発行した預り証文である。

従来の飛脚研究では書信・荷物輸送の種類と性格に焦点が当てられがちであったが、飛脚問屋が商取引の決済で重要な役割を担っていた点について触れられることはなかった。飛脚問屋が為替を扱うことは指摘されることはあったものの⁽²⁾、システムの実態にまで具体的に踏み込んだ事例研究はなかった。金融史研究において江戸—上方間の両替商の扱う為替手形については、作道洋太郎、安倍惇、山口徹、林玲子、石井寛治諸氏らにより検討され⁽³⁾、とりわけ三都間や大坂の為替利用は研究蓄積が厚いものの、京都と地方、江戸と地方との間における為替手形の事例分析はまだ少ないのが実状である。

しかし、近世においては生糸、織物、紅花など特産物の上方や江戸との商取引に際し、商人

- 1 同史料を使った研究では藤村潤一郎「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において」（文部省史料館『史料館研究紀要』第1号、1968年）があり、藤村氏は「店卸勘定」を名目別に割合の数値をパーセンテージで示した。
- 2 藤村潤一郎「近世甲府飛脚問屋京屋と為登糸」（山本弘文編『近代交通成立史の研究』法政大学出版局、1994年）
- 3 作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』（未来社、1961年）、安倍惇『為替理論と内国為替の歴史』（柏書房、1990年）、山口徹『日本近世商業史の研究』（東京大学出版会、1991年）、林玲子『関東の醤油と織物—18～19世紀を中心として—』（吉川弘文館、2003年）、石井寛治『経済発展と両替商金融』（有斐閣、2007年）、同「維新时期東京の国内為替取引—両替商と為替会社—」（地方金融史研究会『地方金融史研究』第34号、2003年）

間の決済で飛脚問屋「京屋」「嶋屋」による輸送や為替が多用された事実が諸史料から窺われる。また近世から近代にかけて為替を含む「手形」制度それ自体が商取引の規模を大きくした側面もある。そうした意味でも手形決済は近世から現代に至るまで大きな価値を持つものであり、地方における飛脚問屋の金融機能を検討する必要があるだろう。

① 店卸勘定の検討

富田家文書に天保10年（1839）7月付の「店卸勘定」と表題の付いた史料がある（写真1）。内容は金額と項目が収入、支出、預り金（借方）、融資（貸方）の順で列記される⁴。「店卸」の語義と時期を考慮すると、俗に「盆暮れ勘定」の盆の時期における京屋藤岡店の天保10年7月時点の資産を示すものと考えられる。注目されるのは各項目からは出店のキャッシュフローがわかる点である。「店卸勘定」と表記される史料はこの1点のみであり、史料の性格上、定期的につくられた可能性があるが、今のところ他家文書にも類似史料の存在は確認されていない。

(1) 収入

項目別に史料内容を検討する。収入を項目別に一覧化したものが表1である（写真2）。項目が何を意味するのか筆者の推論を表の最右欄に記した。史料の記載では総額金404両3朱996貫819文となる。金額の多い順に並べると以下の通りである。

- ①懸入264両2分208貫655文（No.3）
- ②古懸入58両1分3朱19貫643文（No.4）
- ③為登寄銭51両1分2朱3貫350文（No.6）
- ④江戸行寄銭・道中取10両3朱118貫675文（No.5）
- ⑤江戸帰揚道中取9両1朱278貫230文（No.2）

「懸入」「古懸入」とは何であろうか。現在の勘定科目でいう売掛金に相当するものと考え

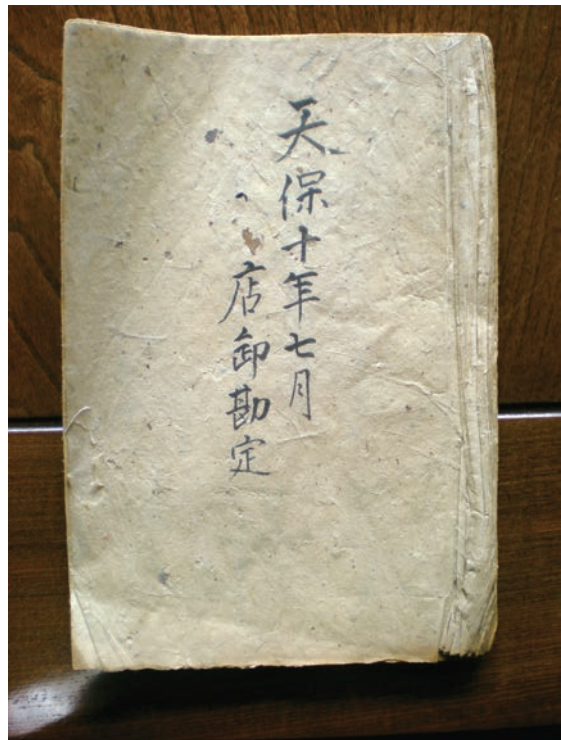


写真1 「店卸勘定」表紙

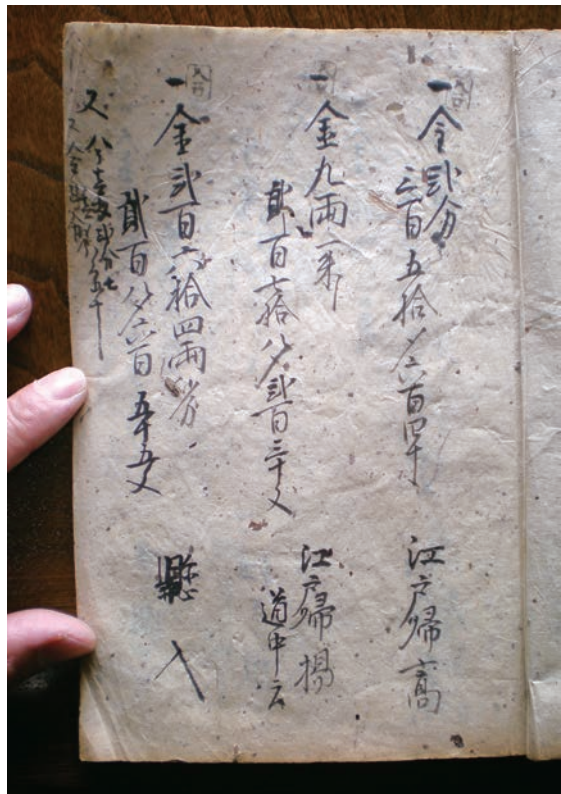


写真2 「店卸勘定」収入の箇所

4 金額の区分に関しては前掲藤村「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において」による解釈を踏襲した。但し「預口」は史料にも明記されている。

No.	勘定科目	金額	勘定科目の報告者解釈
1	江戸帰 ^ハ 高	金2分350貫640文	江戸からの帰りの輸送賃の総高
2	江戸帰揚道中取	金9両1朱278貫230文	江戸からの帰りの揚がり輸送賃の集金
3	懸入	金264両2分208貫655文 (又1両2分76貫850文、又金2分)	京都関係の売掛金の集金
4	古懸入	金58両1分3朱19貫643文	古くからの売掛金の集金
5	江戸取	金9両1朱142文	
6	江戸行寄銭・道中取	金10両3朱118貫675文	江戸行き及び途中で荷物依頼された輸送賃の集金
7	為登寄銭	金51両1分2朱3貫350文	京都へ上る輸送賃の集金
8	高 ^ハ 藤岡過	12貫853文	高崎から藤岡間の荷物輸送賃の集金
9	桐生 ^ハ 藤岡過	4貫170文	桐生から藤岡間の荷物輸送賃の集金
10	京 ^ハ 藤岡不足	金3分3朱1貫405文	京都から藤岡間の荷物輸送賃の不足金
総計	404両3朱996貫819文		

表1 収入

ならば、飛脚問屋の主な収入である書信・金荷の送達、為替手形などの賃銭収入と考えられるが、「懸入」に対して「古懸入」と区別されるのは取り立てできたものが懸入、昨年暮れ以前の古い売掛金を取り立てできたものが古懸入と区別されるているものと推測される。

(2) 支出

次に支出をまとめた表2を参照してほしい。支出総計721両3分2朱996貫939文である。これを金額の多い順に整理すると以下の通りである。

- ①為登持金307両1分103貫814文 (No.1)
- ②荒物代58両3朱36貫813文 (No.13)
- ③利足払52両3分3朱5貫866文 (No.15)
- ④給金・仕着せ45両3分3朱40貫508文 (No.27)
- ⑤旦那様上納35両 (No.17)
- ⑥江戸行持金21両2分2朱256貫850文 (No.2)
- ⑦江戸通し為登賃16両2分 (No.6)
- ⑧馬屋払16両1朱26貫350文 (No.7)
- ⑨味噌香物10両3分12貫72文 (No.25)
- ⑩江戸配賃9両3分1朱538文 (No.5)

「為登持金」とは、上方に向かう飛脚宰領（馬荷の道中監督者）が上方へ向かう輸送している金額を意味するものであろうか。関連して⑥も江戸へ輸送する現金の額であろうか。②の荒物代とは荷役に必要な縄や筵の代金、③の給金・仕着せは奉公人への給金と子供への衣類代と推察される。④の利足払いは預り金（借方）に発生する利足の支払を意味するものと思われる。この預り金については後で詳述する。⑤の旦那様上納金とは、京都にいる「旦那様」すなわち京屋株式（営業権）を所持する者である。この時期の株式所持者は呉服商白木屋彦太郎である⁽⁵⁾。

通常、収入に対し支出（必要経費）を引くと、収益分が残るわけであるが、以上の支出から先の収入を引いてみる。

5 「天保十四卯年七月写／京弥甲府一条／其外とも」（東京大学経済学部蔵）。白木屋は天保13年6月、「定飛脚屋店八ヶ所」の京屋株式を「善右衛門事近江屋孝三郎／市兵衛事京屋弥兵衛殿」宛てに譲渡している。善右衛門は須崎善右衛門、市兵衛は荻野市兵衛のこと。「裏書」に白木屋儀兵衛の署名がある。

No.	勘定科目	金額	勘定科目の報告者解釈
1	為登持金	金307両 1 分103貫814文	京都へ運んでいる現金か
2	江戸行持金	金20両 2 分 2 朱 1 朱 (ママ) 256貫850文	江戸へ運んでいる現金か
3	仲ケ間払	金 1 両 3 分 1 貫122文、又 10貫300文	定飛脚問屋仲間への支払い
4	江戸帰持金	金 1 両576貫850文	宰領に江戸からの帰路に持たせる経費
5	江戸配賃	金 9 両 3 分 1 朱538文	江戸での配付コスト
6	江戸廻し為登賃	金16両 2 分	江戸経由の為登（京都行き）賃銭
7	馬屋払	金16両 1 朱26貫350文	馬士への支払い
小計	361両 3 分 2 朱964貫984文		
8	東小駄賃	24貫64文	藤岡東方の近在への輸送賃
9	南小駄賃	金 2 両 2 分39貫812文	藤岡南方の近在への輸送賃
10	西小駄賃	42貫305文	藤岡西方の近在への輸送賃
11	熊谷駄ちん	金 2 朱 1 2貫400文	熊谷までの駄賃
12	桐生・上田駄賃	金 3 両 4 貫436文	桐生、上田までの駄賃
小計	5 両 2 分 2 朱123貫21文		
13	荒物代	金58両 3 朱36貫813文 又金16両 2 分 2 朱524文	荷作りに必要な縄など
14	草鞋代	9 貫584文	草鞋代
小計	74両 3 分 1 朱46貫925文		
計	442両 1 分 1 朱1134貫934文、448両 2 分1145貫772文		
15	利足払	金52両 3 分 3 朱 5 貫866文 内金 7 両 3 分 1 朱867文取 入、又金 1 両 1 分681文	京屋藤岡店の負債の利足支払い
16	年賦払	629文	年賦の支払い
17	旦那様上納	金35両	京都本店への上納金
18	名古屋年礼	金 3 両353文	名古屋方面の取引先への年始贈り物
19	京都路用進物	金 9 両 2 分 2 朱 1 貫824文	
20	弁金払	金 1 両 2 分 2 朱536文	飛脚側の過失による損害への弁済
21	餘時入用	金 1 両 1 分 2 朱 1 貫263文	その他の臨時経費
小計	金94両 2 分 8 貫127文		
22	内小遣	金 1 両 3 分35貫136文	小遣い
23	客来入用	金 7 両 1 分 1 朱34貫162文	来客の際の経費
24	炭薪	9 両 1 分 5 貫730文、旧金 3 両有物引	炭・薪の経費
25	味噌香物	金10両 3 分12貫72文、旧金 4 両 1 分有物引	味噌・香の物（漬物）の経費
26	茶・水油	金 3 両 2 分 3 朱 5 貫777文	茶、油代
小計	金25両 2 分92貫881文		
27	給金、仕着せ	金45両 3 分 3 朱40貫508文	人件費、奉公人へ支給の衣類代
28	薬代	金 3 分 4 貫484文	漢方薬代
小計	金46両 2 分 3 朱44貫992文		
総計	金132両 3 朱199貫4101文／又305貫2文／合675両 3 朱1353貫666文、六七此金51両 2 分 2 朱996貫939文 ／合べ金721両 3 分 2 朱996貫939文		
差引	引べ金327両 1 分282文不足		

※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表 2 支出

収入404両 3 朱996貫119文－支出721両 3 分 2 朱996貫939文

＝－318両 1 朱820文

318両 1 朱820文の赤字である。以上の数値だけを見ると、明らかに経営不振である。しかし、藤岡店は倒産するに至ってはいない。なぜであろうか。次に触れる預り金の存在が大きいので

はないかと思われる。

(3) 預かり金

「預口」(預かり金)について検討する。表3を参照してほしい(写真3)。これも金額の多い順に並べると以下の通りである。

- ①京御本家預1320両 (No.15、16)
- ②家内積金419両2分2朱 (No.1、21)
- ③帳合預250両 (No.38)
- ④富田金蔵預200両 (No.7～9)
- ⑤原田四郎左衛門殿預200両 (No.3)
- ⑥江戸店桐生分160両 (桐生分江戸店預5両、No.5)
- ⑦仲ヶ間積金155両3分2朱 (No.17)
- ⑧為登駄引131両 (No.18)
- ⑨土屋惣兵衛殿預100両 (No.14)
- ⑩渡辺伊兵衛殿100両 (No.34)

①の京御本家預とは、京都に本店を置く白木屋からの預かり金を指すものと考えるのが妥当であろう。②の家内積金とは家内、すなわち藤岡店が自力で蓄えた資産であり、不測の事態に備えての準備金であろう。③の帳合預とは現金または商品の勘定と帳簿面とを照合して、帳簿上の不足分を補うための預り金と考えられるが、出元は不明である。④は富田金蔵預とは藤岡店支配人の富田永世が藤岡店に預けた形となっている200両と考えられる。⑤の原田四郎左衛門は近江八幡商人である。享保7年(1722)に創業、藤岡笛木町下中組(現、三丁目東側)で醸造業を営み、凶作・災害時には施金、領主に御用金を出すなどの豪商であった⁽⁶⁾。⑥の江戸

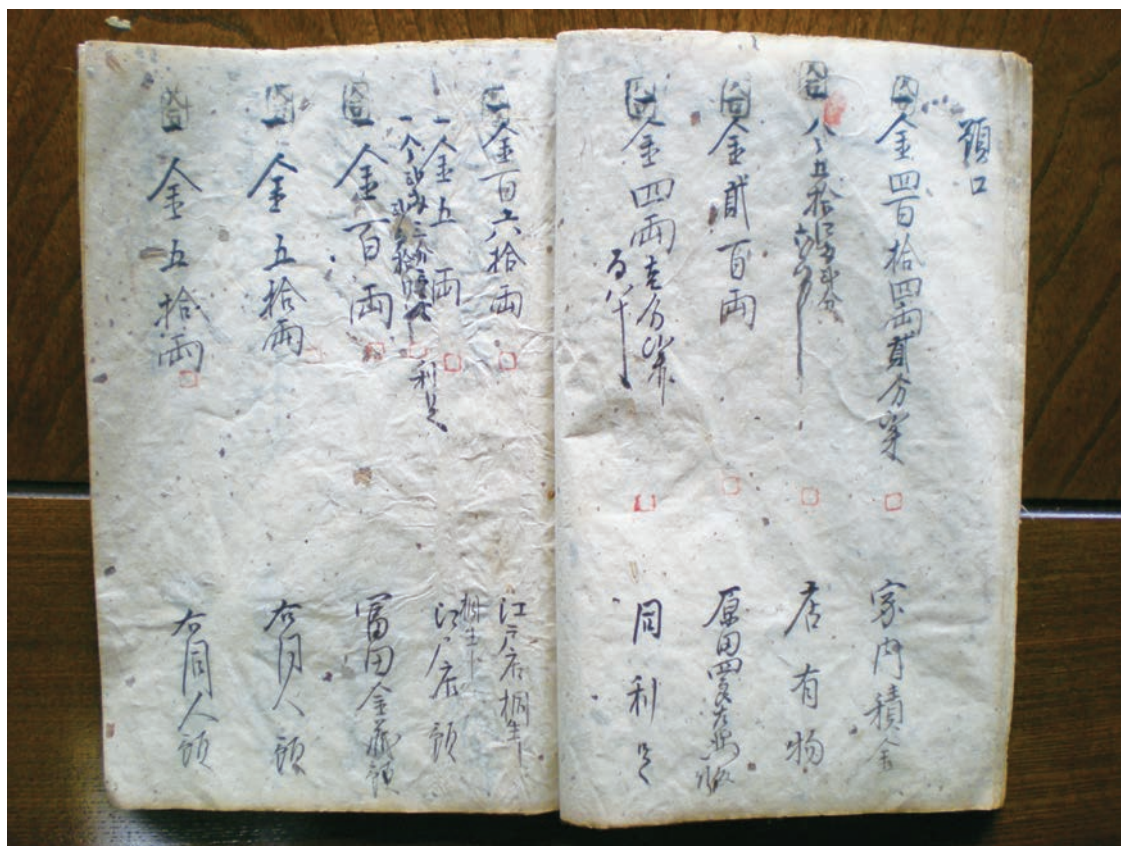


写真3 「天保十年七月店卸勘定」の「預口」の箇所。左頁に3～5番目に「富田金蔵預」

No.	項 目	金 額	備 考
1	家内積金	金414両2分2朱	京屋藤岡店での積立金
2	店有物	金54両2分600文	京屋藤岡店の所有物
3	原田四郎左衛門殿預	金200両	近江国蒲生郡八幡町出身の近江商人、藤岡で醸造業を経営
4	同利足	金4両1分2朱180文	No.3の預金に対する利足
5	江戸店桐生分	金160両	江戸店の桐生店への貸し方の預かり金
6	桐生分江戸店預	金5両、金2両3分3朱214文利足	桐生店の江戸店への貸し方の預り金
7	富田金蔵預	金100両	支配人富田金蔵からの預り金
8	富田金蔵預	金50両	支配人富田金蔵からの預り金
9	富田金蔵預	金50両	支配人富田金蔵からの預り金
10	惣墓手当	金9両3分1朱420文	京屋関係者の供養金か
11	高橋周助預	金13両3分2朱1朱(ママ)118文	高橋周助から預かり
12	松村おきの殿預	金10両	松村おきのからの預り
13	同利足	金1分332文	No.12への利足
14	土屋惣兵衛殿預	金100両	
15	京御本家預	金950両	京都白木屋からの預り
16	京御本家預	金371両	京都白木屋からの預り
17	仲ヶ間積金	金155両3分2朱	仲間からの預り
18	為登駄引	金131両	京都への駄賃
19	米原積金	金43両	
20	寺無尽	金10両1分	寺無尽からの預り
21	家内積金	金5両	藤岡店での積立金
22	周助差引預	金4両376文	奉公人からの預かり
23	和助差引預	金2分	奉公人からの預かり
24	民蔵預	金2分2朱218文	奉公人からの預かり
25	子飼4人預	金2両1分1貫140文	奉公人子飼4人からの預り
26	江戸配賃見積り	金10両	江戸での配り賃の見積もり額
27	戊亥盆後預、同亥盆前分	金10両(「済」の字あり)	
28	江戸行為登ちん預	金□(不鮮明)両2分	江戸経由為登賃の預り
29	日本橋御店年賦預	金10両	室町二丁目本店の年賦預かり
30	中屋半兵衛殿年賦預	金2分	
31	高橋源七殿年賦預	金1両1分	文政8、天保3、同12、13安政6、万延元年に動堂町名主を務める
32	京下りちん預	金2両4貫213文	
33	京荒物代預	金16両2分2朱524文	京都から下し荷で使う荒物代の預かり金とみられる
34	渡辺伊兵衛殿	金100両	
35	中沢新七	金10両	
36	田部井太兵衛	金10両	奉公人からの預かり
37	山田忠八	金5両	奉公人からの預かり
38	帳合預	金250両	純益による繰越金
39	上納銭	金2両	白木屋に納める上納銭
計	金3336両1分1朱7貫927文		

※※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表3 預金(預口)

店桐生分と表No.5とは桐生店との連携を窺わせる。

預かり金は総計3336両1分1朱7貫927文の合算となる。支出入と比べて非常に大きい額である。実は預口と、次に述べる融資が出店経営の基盤を支えたのではないだろうか。預ける側のメリットは現金を手元に置かずに済む。つまり遊び金がない上に利足が付いたことである。近江商人の預り金は信用取引を担保するものとも考えられる。

(4) 融資

融資について検討する。表4を参照すると、総計2722両2分3朱7貫265文の融資となっている。以下、金額の多い順に掲げる。

- ①旧貸帳1227両2分1朱324文 (No.66)
- ②前貸帳777両2朱244文 (No.65)
- ③江戸 桐生店160両 (No.10)
- ④京四番差引尻129両取入 (No.6)
- ⑤五番京差引111両3分2朱724文 (No.12)
- ⑥横山和平77両1分56文 (No.16)
- ⑦御地頭所無尽金42両2分 (No.13)
- ⑧高崎店差引23両2分2朱356文 (No.9)
- ⑨吉川名左衛門殿24両2分1朱166文 (No.53)
- ⑩忠八19両1分3朱100文 (No.34)

収入の箇所でも触れた懸入・古懸入と同様に旧貸帳・前貸帳と区別されている点が注目される。本来は同類のものであったが、時間的経過と共に区別されたものであろう。旧貸帳は前貸帳よりもさらに時間をさかのぼるものと考えられる。融資したものの焦げ付きか、未回収の不良債権と推測される。また③は本店と出店への貸し金とみられる。④は不明である。⑤の京差引は為替手形の取り組みにおける差引勘定であろうか。つまり111両ほどの貸し方となっている。⑥の横山和平は書家の横山鶴年であり、狂歌名少々舎成朝と号した。和平は文政4年(1821)の宗門人別改帳に「後見 和平 四十八」と見え、富田永世とともに京屋藤岡店で後見を務めた⁽⁷⁾。⑦は藤岡の領主(安永3年～、旗本水上氏領)主宰の無尽への貸し方となる。⑧は京屋高崎店との連携上での差引で貸方が23両上回っているのであろうか。出店同士での貸借は次章で触れる手形と絡むものと考えられる。⑨の吉川名左衛門は板橋宿の旅籠であり、京屋の取次所も務めた。関連してNo.50～52も飛脚の取次所を務めており、地域を越えた取引関係の背後に街道で結ばれた貸借関係もあったことがわかる。

(5) 全体の関連

以上を総合的に検討してみる。まず藤岡店の資産(純資産+負債)を計算する。

404両(純資産)+3336両(預り金=負債)=3740両

通常、収入404両に対し、支出721両は大幅な赤字となるが、出店の経営が存続しているのはなぜであろうか。次頁に掲げる円グラフ(図1参照)を参照してほしい。預り金3336両(借方)と融資2702両(貸方)の存在が突出して大きいことに理由があるものと考えられる。

江戸時代は銀行がないため、商人相互による融資、無尽、寺院による融資、頼母子講、金貸

6 『藤岡町史』(松田鎮執筆、藤岡市発行、1957年) 336、337頁

7 前掲『藤岡町史』914～919頁

No.	項 目	金 額	備 考
1	三峰代参焚上料共京店へ	金1両2朱372文	秩父三峰神社への代参として預かる。飛脚による代参
2	白木や文右衛門殿	614文	No.1と関連か
3	今井吾市殿麻代	金1両1分	
4	熊瀬了圓殿火打代	200文	
5	白木屋文右衛門殿	金3分2朱278文	
6	京四番差引尻	金129両取入	
7	ツ印京取	金1両2分1貫870文	
8	京店日本橋御店年賦	金3両2分	
9	高崎店差引	金23両2分2朱356文	
10	江戸 桐生店	金160両	江戸店から桐生店への融資の肩代わり
11	岡田五郎右衛門	金2両2分	
12	五番京差引	金111両3分2朱724文	
13	御地頭所無尽	金42両2分155文	領主主催の無尽融資
14	高橋周助	金5両	奉公人への融資
15	中澤新七	金10両	奉公人への融資
16	横山和平	金77両1分56文	奉公人への融資
17	保美船場	金1分2朱	渡船場（鬼石付近）
18	髪結万吉	金3両	
19	ちち婦（秩父）蛭子屋久兵衛殿	金5両	
20	瓦屋庄右衛門殿	金2両	
21	丁内若衆	金2両	藤岡町内の若衆からの融資
22	馬土連中	金5両	馬方への融資
23	馬土拝借金	金2両2分	馬方への融資
24	丁内石橋代	金1両2分	藤岡町内石橋への融資
25	嶋崎平兵衛殿	金3両	
26	新井孫右衛門殿	金5両	
27	吉田半兵衛殿	金10両	絹宿吉田半兵衛への融資
28	大小原作太夫殿	金2両	
29	小林庄右衛門	金5両	
30	御店年賦江戸店	金3両2分	江戸店への融資金
31	亥盆前 有物代	金7両3分2朱	
32	金蔵	金1両3分2朱221文	奉公人への融資
33	新七	金11両	奉公人への融資
34	忠八	金19両1分3朱100文	奉公人への融資
35	太兵衛	金11両2分2朱372文	奉公人への融資
36	藤助	金3朱100文	奉公人への融資
37	忠兵衛	金1両1分2朱744文	奉公人への融資
38	常八	金3分136文	奉公人への融資
39	清水伊兵衛殿	金1分	
40	熊蔵	金2両1分3朱112文	奉公人への融資
41	庄五郎	金1両3分200文	奉公人への融資
42	定助	金4両1分2朱	奉公人への融資
43	周蔵	金4両2分49文	奉公人への融資
44	右同人（注、周蔵）	金11両391文	奉公人への融資
45	周蔵	金10両	奉公人への融資
46	永助	金12両1分	奉公人への融資
47	右同人（注、永助）	金2両	奉公人への融資
48	右同人（注、永助）	金1両	奉公人への融資
49	勝右衛門	金1両1分2朱	奉公人への融資
50	中屋忠右衛門	金7両2分2朱784文	深谷宿の脇本陣、京屋の取次所
51	石川藤四郎	金11両2分650文	熊谷宿の問屋場、京屋取次所
52	立川四郎兵衛	金2両1分72文	鴻巣宿の京屋取次所
53	吉川名左衛門殿	金24両2分1朱166文	板橋宿の旅籠、京屋取次所
54	治兵衛	金1両3分2朱144文	奉公人への融資
55	吉兵衛	金3両1分2朱365文	奉公人への融資
56	栄七	金2分2朱354文	奉公人への融資
57	平兵衛	金7両1分3朱280文	奉公人への融資
58	市郎兵衛	金3両2分2朱	奉公人への融資
59	儀助	金1両1朱	奉公人への融資
60	佐助	金1分3朱	奉公人への融資
61	甚左衛門	金1両2分	奉公人への融資
62	五郎右衛門	112文	奉公人への融資
63	政右衛門	金3分	奉公人への融資
64	馬土連中	金17両3分1朱218文	馬方への融資
65	前貸帳	金777両2朱244文	
66	旧貸帳	金1227両2分1朱324文	
計	金2702両3朱10貫155文／六七 此金1分3朱7貫265文／合バ金2722両2分3朱7貫265文		

※富田家文書に基づき筆者作成。合計金額は史料の数字

表4 融資

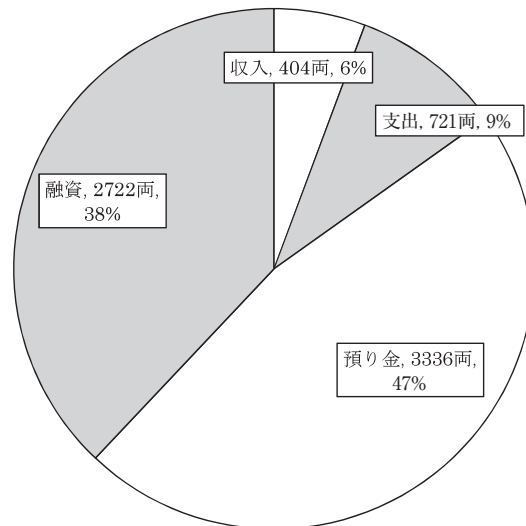


図1 京屋藤岡店「天保10年7月 店卸勘定」構成

しなど様々な金融機能の形が存在したが、中でも商人は取引の関連で相互に現金を預け、また貸すケースがあった。為替手形を組む場合も預り金が信用の担保となり得る。「店卸勘定」は限られた断面的な現金流量を示すものであるが、実際は日常業務の中で現金の出入り（帳簿上のみ記載も含め）は相当に頻度の高いものではなかったのではないだろうか。

京屋藤岡店の資産規模が以上から推察されるが、上州3店（藤岡、桐生、高崎）の経営規模を概算すると約1万両となる。江戸時代には銀行がなかったため、江戸では両替屋がその機能を果たしたが、地方では幕末期に京屋桐生店が両替機能を果たした⁽⁸⁾。江戸地廻り経済圏の発展と共に飛脚問屋がその一端を担っていたことがわかる。飛脚問屋が常に現金を扱う商売であったこと、また経営規模を考え合わせると、飛脚問屋が地域の金融機能の少なからぬ部分を担っていたことが言えるだろう。

上野国は養蚕・生糸・織物生産の盛んな地域であり、江戸や上方との遠隔地取引が多かった。飛脚問屋京屋の営業は上州側の需要に合致したものであり、上州三店の資産規模が1万両というのはかなりの規模であり、桐生を例に挙げると、出店ながら土地の豪商たちの支払う領主への御用金がほぼ同額であることも頷ける⁽⁹⁾。

ところで、かなりの高額を占める預り金手形とはどういう意味を持つものであろうか。次章では飛脚問屋の金融機能の性格をさらに明瞭にするため、為替手形を検討すると同時に預り金手形の意味を探る。

8 新居喜左衛門「元治二乙丑年四月 日記 年号開元慶応元年四月廿二日御触達シ 役用留六番 慶応三卯年三月二至」(群馬県立歴史博物館蔵)に次のようにある。

「今般、銅銭歩増御触已後、市中銅銭不通用、商人共難渋之儀ニ付、桐生町両飛脚屋へ申付、江戸両替屋江問合せ候處、江戸表ニ而も通用差支候趣ニ而、引替暮不申候趣ニ付、無余儀当町方限り両替場相立、差引難渋不相成様為致度今日衆評致し両替之法立左ニ

佐羽吉右衛門、書上文左衛門、近江屋喜兵衛、森宗五郎

右四軒ニ而金千両追々ニ御用状差出し取極ニ而両飛脚屋ニおいて両替引替為致候事ニ取極候事。但シ当町方限り、他所・持参致し候共一切両替不相成候事。

三町目嶋屋佐右衛門

壱町目京屋

日記は上野国山田郡桐生新町の年寄役の新居喜左衛門の日記体の役用留である。慶応元年6月20日付をもって銭相場が改められ、文久銭・天保銭の換算比率変更に伴い、桐生新町では藩の公認のもと嶋屋と京屋が桐生新町のみでの制約付きで両替を行ったことが記されている。以前から両替商の機能を果たした事実を藩が追認した可能性がある。

② 手形の分析

銀行のなかった江戸時代、「金融機関」的な役割を三都では両替商が果たした。地方でどうだったのでしょうか。前章で導き出された仮説の段階ではあるが、少なくとも定飛脚問屋京屋と嶋屋の出店が地方銀行のような役割を果たしたのではないだろうか。その重要な業務の1つが手形の取り扱いである。一次史料に依拠しつつまず事実を復元するところから始める。

(1) 引替金手形

手形発行に関して三都間の場合は両替商が介在したが、地方は飛脚問屋の京屋・嶋屋が担ったことが以下の史料からわかる。順にまず引替金手形（写真4参照）を紹介する。

【史料】織間良訓家文書（境町下武士、群馬県立文書館複製資料）

引替金手形之事

一 金貳百三拾両也 但小判三包

右之通御封印之俣、慥ニ請取申所実正也。則桐生町京屋弥兵衛殿迄無相違御届置候間、彼地着之砌、以此手形引替ニ而請取可被成候。為後日仍而如件。

文化九申年四月十一日

京屋弥兵衛

織間源右衛門殿

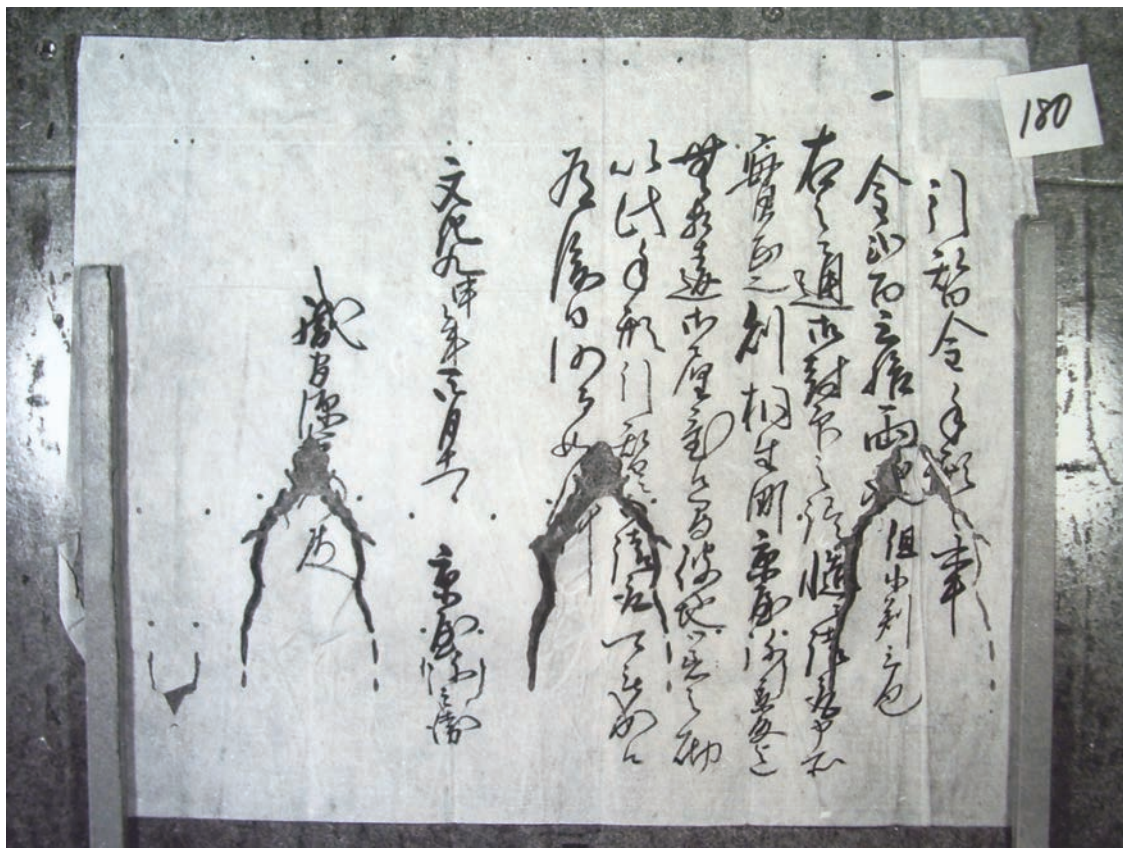


写真4 織間良訓家文書「引替金手形」

9 書上家文書（桐生市立図書館蔵）の役用日記「一番日記」によると、文化3年（1805）7月に出羽松山藩による御用金を取り立てられるが、桐生新町の豪商佐羽吉右衛門が金100両、書上文左衛門が金100両、近江屋喜兵衛が金70両、伊勢屋三郎右衛門が金50両、続いて嶋屋佐右衛門と京屋弥兵衛がそれぞれ50両ずつ出している。

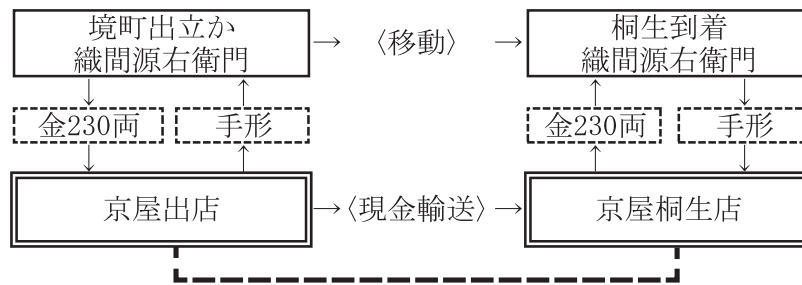


図2 織間家の引替金手形利用（文化9年4月11日）

上記の史料を図式化したのが図2である。境町の本陣を務めた7代目織間源右衛門（俳号文聴、文化14年没）はどこの京屋かは不明であるが、現金230両を京屋に渡し、手形を発行してもらったことがわかる。織間は手形だけを持って桐生へ出かけ、桐生の京屋で手形を渡して換金した。篠木弘明『境町織間本陣』（1990年）の翻刻では京屋弥兵衛の名の下に㊦とあるが、前頁の写真には印が見られない。上の史料が織間家に残った理由は不明である。手形のメリットは織間が途中で手形を紛失しても第三者に効力のない紙きれが渡るだけであり、逆に飛脚が現金を自己過失で紛失すれば、織間に対して弁済しなくてはならない。織間にとっては現金盗難の心配もなく、桐生まで出かけられたわけである。通常、換金すれば京屋方に手形が渡るが、織間家になぜ残ったのか不明である。次の史料は類似の史料である。

【史料】飯塚馨家文書（群馬県立文書館蔵、写真5）

〈表〉

封印 琴 （二ヶ所）

〈内容〉

引替申手形之事

但し交金也

一 金貳百拾八両入壺包 賃 金貳朱ト
七百五拾八文済

木下小左衛門殿分

右之通り御封印之俣慥ニ請取申所実正也。則無相違差送り申候間、彼地御参着之砌、此手形ヲ以御引替御請取可被下候。尤御吟味物三ヶ年限ニ御座候。万一於道中故障之義御座候共、聊御損難相懸申間敷候。為後日仍而如件。

江戸日本橋室町貳丁目定飛脚

嘉永二年

京屋弥兵衛

丙三月廿四日

藤岡

京屋弥兵衛殿

史料を図式化したものが図3である。この事例は手形の発行元の京屋江戸店が木下小左衛門分の現金を受け取って手形を発行し、藤岡店に宛てて手形を送り、手形と引き換えに現金を受け取るように指示している。藤岡で換金した相手は史料の保管先である飯塚家であろうと推測される。飯塚家が藤岡店の換金請求に応じる理由は同店に対して買掛金があるからであろうか。本店が現金輸送し、藤岡での換金に出店が連携している事例である。

織間家の事例から「引替金手形」とは、利用者が飛脚問屋に現金を預け、手形を発行してもらい、手形のみを持って移動し、現地で手形を換金するシステムと定義付けられる。飛脚問屋

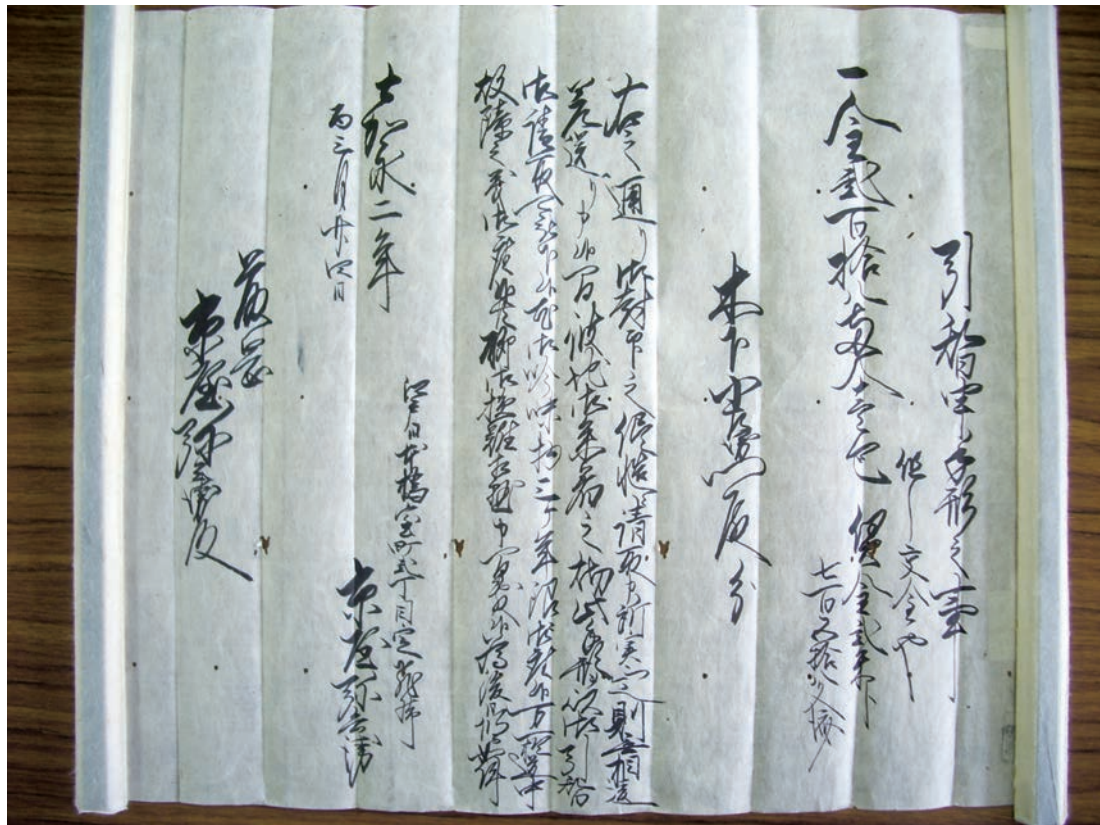


写真5 京屋江戸本店から藤岡店に宛てられた引替金手形

は、利用者の移動先へ現金輸送を行う。換言すると引替金手形は送金の荷主と受取人が同じであることになる。飯塚家の事例は順為替に似る。この手形のメリットは四つにまとめられよう。

- ①利用者の荷物軽減
- ②利用者の道中での盗難防止
- ③利用者本人の紛失回避
- ④弁償の保証

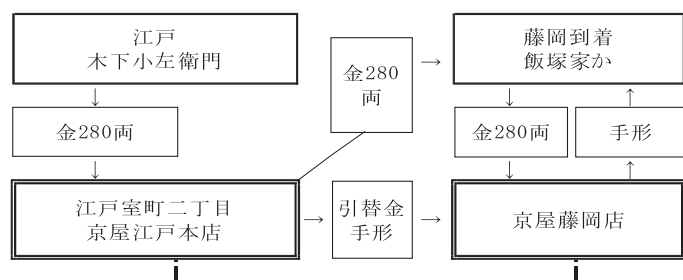


図3 木下家引替金手形利用図（嘉永2年3月24日）

(2) 為替手形

江戸時代、「為替」という言葉自体は恐らく庶民層にも膾炙した言葉であったろうと推測される。近松門左衛門の「冥途の飛脚」（歌舞伎「恋飛脚大和往来」）で亀屋忠兵衛は遊女梅川のために「為替銀」に手を着けるのであり、また狂歌にも「水かへる佐渡の嶋やの穴蔵はかはせ包みの金も出けり」（雪屋作、『狂歌江都名所図会初篇』所収）と詠まれるように知られた代金決済用語であった。次に上州の羽鳥家文書に残る飛脚問屋が取り組んだ為替手形の事例を紹介する（表5、表6参照）。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.10、群馬県立文書館複製資料、写真6）

為替金手形之事

一、金百両也

右之金子、此度京屋弥兵衛殿江為替取組慥ニ請取申処実正也。右代り金於京都近江屋喜

No	文書番号	表題	年月日	引当荷物	為替金	荷主・振出人	為替取組・荷物輸送 (No.14以降は輸送のみ)	受取人	支払人	荷受人
1	360	為替申金子手形之事	文化9年(1812)10月12日	大極上太織200疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	高崎田町京屋弥兵衛	記名なし (室町京屋弥兵衛か)	江戸大門通り井筒屋善二郎、江戸大伝馬町大丸屋正右衛門、江戸南新川山田屋五郎助	京都美濃屋忠右衛門
2	372	為替申金子手形之事	文政3年(1820)11月27日	大極上太織200疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	高崎田町京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸大門通り井筒屋善治郎	京都井筒屋善右衛門
3	377	為替金手形之事	文政10年(1827)10月7日	渋川太織260疋、此内58貫目	金100両	渋川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
4	376	為替金手形之事	文政13年(1830)3月7日	渋川太織260疋、此内58貫目	金100両	渋川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	室町京屋弥兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
5	374	為替金手形之事	文政13年3月8日	大極上太織200疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	記名なし (瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸大門通り井筒屋善治郎	京都井筒屋善右衛門
6	369	為替金手形之事	文政13年3月28日	渋川太織260疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	嶋屋佐右衛門	瀬戸物町嶋屋佐右衛門	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都越後屋喜右衛門
7	354	為替金手形之事	文政13年12月13日	大極上太織125疋	金50両	渋川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	記名なし (瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都糸屋長左衛門
8	367	為替金手形之事	天保2年(1831)3月18日	渋川太織260疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	嶋屋佐右衛門	裏書に3月21日、瀬戸物町嶋屋佐右衛門受取、証人尾崎弥三兵衛、林六郎兵衛	江戸駿河町宮下五郎兵衛	京都日野屋吉右衛門
9	375	為替金手形之事	天保2年3月18日	大極上太織250疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	高崎宿嶋屋佐右衛門	記名なし (瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都糸屋長左衛門
10	371	為替金手形之事	天保2年12月8日	太織200疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	京屋弥兵衛	京都近江屋喜兵衛	京都美濃屋忠右衛門	
11	366	請取申為替金之事	天保3年7月4日	織殿御用系、引当糸目60貫目	金300両	渋川羽鳥久右衛門	記名なし	村田又七	江戸宮下五郎兵衛、京都和糸問屋惣代美濃屋儀兵衛	江戸一番町織殿、京都織殿御役所村田又七
12	378	為替金手形之事	天保3年11月7日	大極上太織250疋	金100両	渋川羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門(11月13日署名)	記名なし (瀬戸物町嶋屋佐右衛門か)	江戸南新川山田屋五郎助	京都丸岡屋宗右衛門

表5 上州渋川村、羽鳥久右衛門発行の逆為替一覧

No	文書番号	表題	年月日	引当荷物	請取金額	為替金受取人	荷物輸送	文書差出人	文書宛て人	荷受人
1	364	為替金手形之事	天保3年(1832)6月	江戸一番町織殿御用系(引当糸目60貫目)	御下金の内金300両 御下金	渋川羽鳥久右衛門 宮下五郎兵衛	記名なし	渋川羽鳥久右衛門	江戸駿河町宮下五郎兵衛、京都和糸問屋惣代美濃屋儀兵衛	京都御役所
2	365	請取申為替金之事	天保3年11月8日	引当太織250疋 右代糸22貫目	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	渋川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛 宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門
3	361	請取申為替金之事	天保3年11月13日	引当糸正味22貫目 代り太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	渋川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛 井筒屋善次郎	京都井筒屋善右衛門 京都井筒屋善次郎殿
4	373	請取申為替金之事	天保4年(1833)11月23日	引当太織250疋 代り糸22貫目	金100両	荷主羽鳥久右衛門	上州高崎京屋弥兵衛	渋川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門
5	368	請取申為替金之事	天保4年10月23日	織殿御用系22貫目 太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎嶋屋佐右衛門	渋川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都丸岡屋宗右衛門 山田屋五郎助
6	381	請取申為替金之事	天保4年11月18日	引当糸22貫目 右代り太織250疋	金100両	荷主羽鳥久右衛門	高崎宿嶋屋佐右衛門	渋川羽鳥久右衛門	宮下五郎兵衛	京都日野屋吉右衛門

*表5、表6ともに羽鳥久雄家文書(群馬県立文書館複製資料)により筆者作成

表6 羽鳥久右衛門の為替金請取一覧

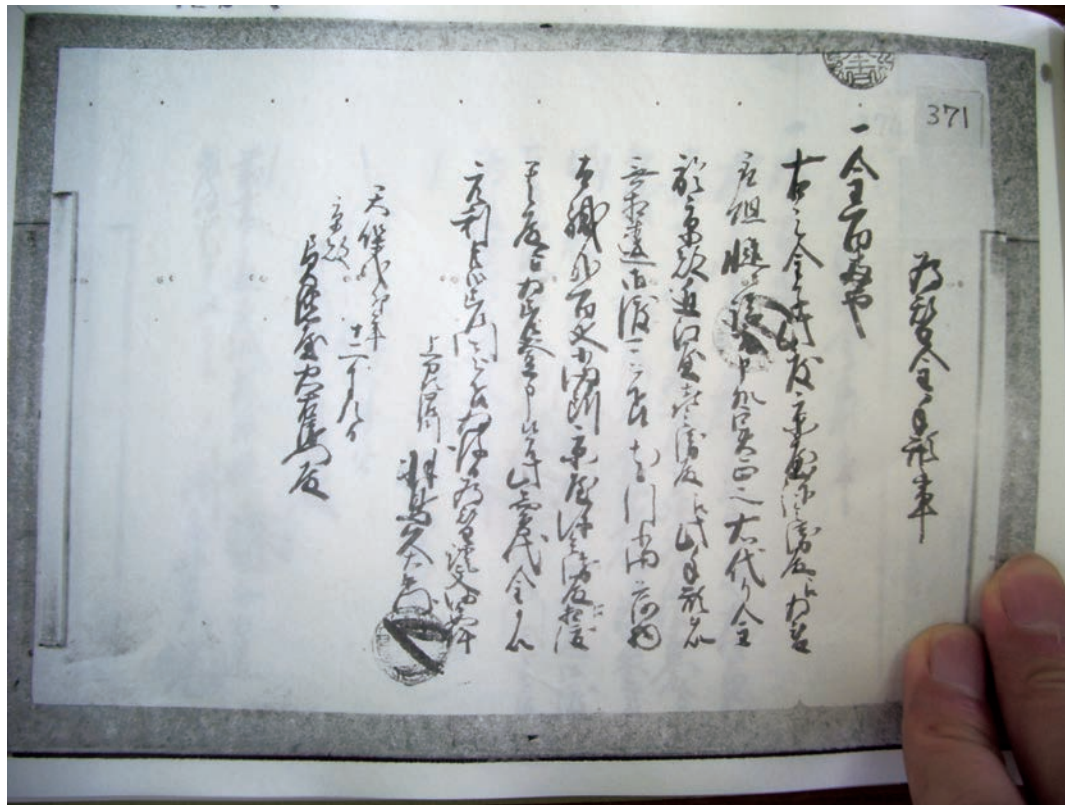


写真6 羽鳥久雄家文書「為替金手形之事」

兵衛殿江此手形ヲ以無相違御渡可被下候。尤引当荷物太織式百疋、当所京屋弥兵衛殿江相渡、貴殿江為差登申候間、此売代金ヲ以元利共御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川

羽鳥久右衛門 印

天保貳卯年十二月八日

京都美濃屋忠右衛門殿

図4に示したように史料中の「引当」とは抵当、「元利」とは元金と利息のことである。飛脚側には為替手形に不払いが生じた場合、引当荷物が代償となる。つまり荷物を売却して金にする。羽鳥は、最寄りの京屋弥兵衛の出店を介して為替手形を発行し、先に美濃屋忠右衛門への売掛金を受け取り、手形と荷物を京都へ送る。京都では京屋の相仕である近江屋喜兵衛に美濃屋から買掛金の金100両が支払われる流れとなる。これは商品を買った荷主が最初に代金を受け取り、為替手形を発行する、いわゆる逆為替である。為替手形の輸送は享和3年（1803）

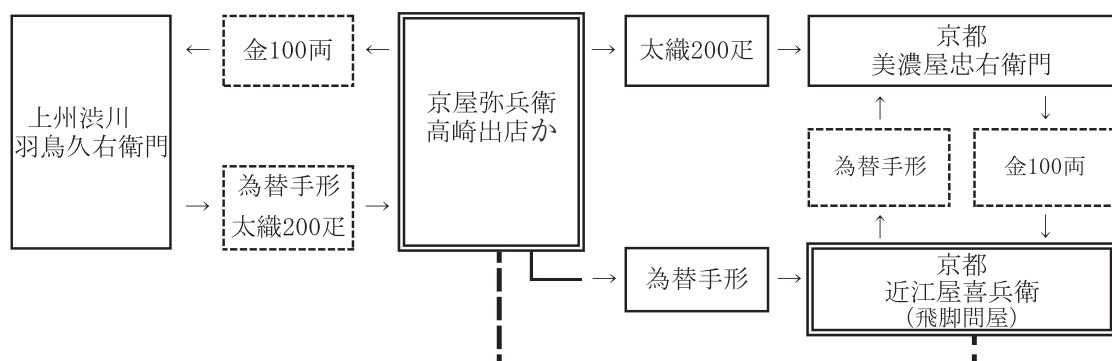


図4 羽鳥久右衛門家の為替利用図（天保2年12月8日）

に仲間諸仕法が定められた際、従来は手形入りでも賃金を要求しなかったが、これ以後は「仲間内ニ而も間違・紛失等之災難出来、及弁金候始末数度有之候ニ付」別賃金を定めた⁽¹⁰⁾。

さて為替手形の利用者である羽鳥久右衛門家であるが、上野国群馬郡渋川村の豪農である。嘉永元年の訴状に「私義高百五拾石余所持、家内拾八人暮有之」とあることから同村では突出した規模である。享保九年の史料に「羽鳥久右衛門」の名前が確認される古い家で名主や組頭など村役人を勤めた⁽¹¹⁾。

羽鳥が発行した為替手形は荷物が織物である。羽鳥が織物生産者であったのか、あるいは買次商だったのかは後出の史料によって買次商と推察される。羽鳥は頻繁に京都の間屋と取引を行い、為替手形で決済している。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.2、群馬県立文書館複製資料、写真7参照）

為替申金子手形之事

一、金百両也

右之金子慥ニ請取申処実正也。右代り荷物大極上太織式百疋、此度高崎田町京屋弥兵衛殿江相渡、京都井筒屋善右衛門殿江為差登申候。此手形参着御引替金子無相違御渡可被下候。右荷

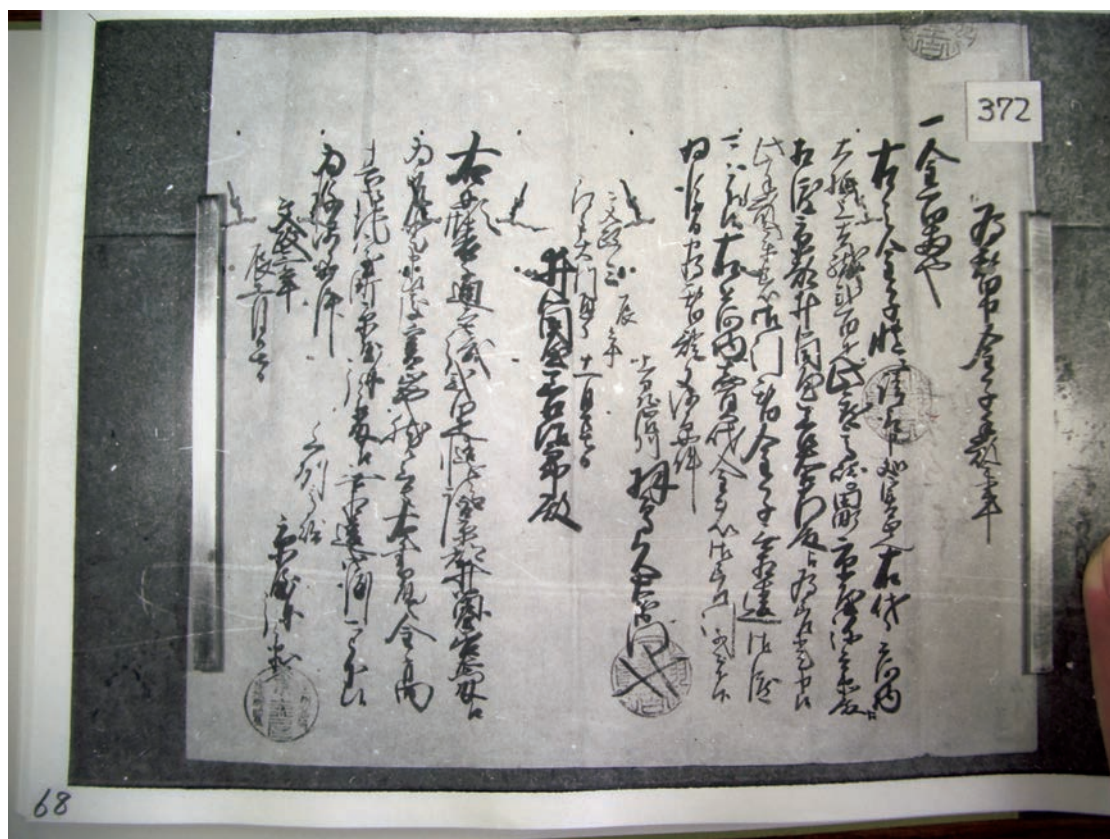


写真7 羽鳥久雄家文書「為替申金子手形之事」

10 「仲間諸仕法取締願一件」（児玉幸多校訂『近世交通史料七 飛脚関係』吉川弘文館、1974年）

11 羽鳥久雄家文書99「観音堂建立企願之状」（享保9年4月付）に「願主 松村善八」「世話人 羽鳥久右衛門」とある。また享保5年（1720）～9年の寄進覚でも「金拾八両 萬入用不足之分 羽鳥久右衛門」（メ金三拾七両貳分）と確認される。村役人に関しては嘉永6年の文書38で組頭、文書120「申渡覚」で名主を務めたことがわかる。その一方で、手広く商いも行い、安政5年（1858）6月11日の文書37、文久2年（1862）6月14日付の文書36には「渋川河岸積問屋羽鳥久右衛門」とあり、さらに文書348「入置申一札之事」には「安政四年己十二月／渋川村組頭ニ而／通船稼人久右衛門」、また文書19「御届」には「前橋藩支配所／上州群馬郡渋川村組合／酒造惣代／同村名主羽鳥久一」と確認できる。文書384「店請状之事」からは羽鳥家が家作を所持したことも裏付けられる。

物売代金ヲ以御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川 羽鳥久右衛門 印

文政三辰年 十一月廿七日

江戸大川通り

井筒屋善治郎殿

右手形表之通太織貳百疋毬ニ請取、京都井筒屋善右衛門殿江為差登申候處実正也。然ル上者右書面之金高、其御地室町京屋弥兵衛殿江無相違御渡し可被下候、為後日依而如件。

文政三年辰十一月廿七日

上州高崎

京屋弥兵衛 印

図5に示したように、渋川の羽鳥が京屋高崎店に為替手形を発行すると同時に太織200疋を渡し、その時点で羽鳥は現金100両を京屋から受け取るが、品物はまだ輸送されていない。織物を受け取った京屋は「太織貳百疋」を京都の井筒屋善右衛門に輸送する。その一方で羽鳥が発行して受け取った為替手形を江戸の井筒屋善次郎に送る。京屋江戸店は為替手形を受け取ると、それを井筒屋善次郎へ持っていく、現金を受け取るわけである。京都と江戸の井筒屋は系列かと思われる。では、前述の事例と違い、なぜ江戸なのかという問題であるが、史料の傍線部に「右荷物売代金ヲ以御差引可被下候」とある。江戸の井筒屋が織物代金を支払うことにより京都で差し引きされるものと解釈できる。

次の史料は嶋屋が仲介した事例である。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.7、群馬県立文書館複製資料）

為替金手形之事

一、金五拾両也

右之金子毬ニ請取申処実正也。右代り荷物大極上太織百貳拾五疋、此度高崎嶋屋佐右衛門殿江相渡、京都糸屋長左衛門殿江為差登申候。此手形参着御引替金子無相違御渡し可被下候。右荷物売代金ヲ以御差引可被下候。為後日為替証文依而如件。

上州渋川

羽鳥久右衛門 印

文政十三寅年十二月十三日

江戸南新川

山田屋五郎助殿

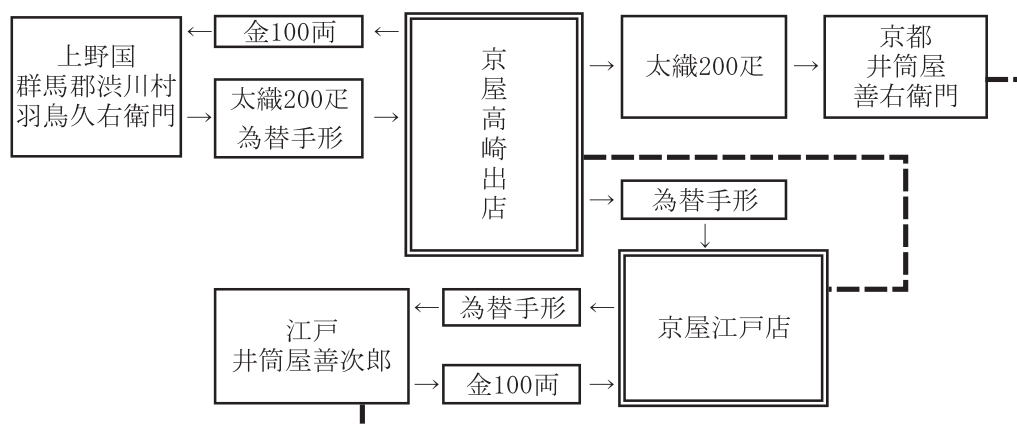


図5 羽鳥家の為替利用図（文政3年11月27日）

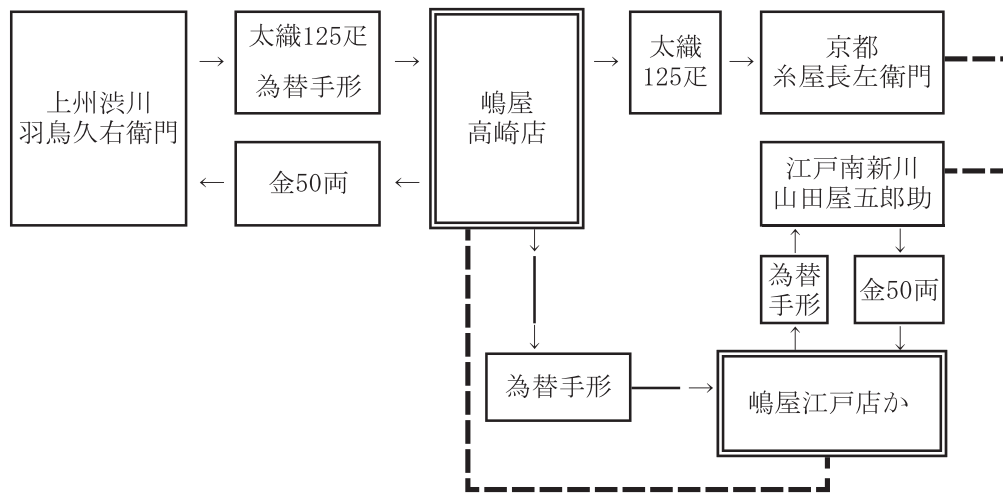


図6 羽鳥家為替利用図（文政13年12月13日）

図6で示したように羽鳥が嶋屋高崎店を介して為替手形を組んだ。羽鳥は嶋屋から金50両を受け取ると為替手形を発行する。織物太織125疋は京都に運ばれ、為替手形は江戸南新川の山田屋五郎助のもとで換金された。文面は織物と為替手形の送り先が異なるのみで、この前の形式とほとんど同じである。手形が到着したら間違いなく現金を渡してくれるように依頼している。手形の送り先は恐らく江戸瀬戸物町の嶋屋江戸店であろうと推測される。次に掲げる史料は手形に裏書きのあるものである。

【史料】羽鳥久雄家文書（表5 No.8、群馬県立文書館複製資料）

〈表〉

為替金手形之事

一、金百両也 銘川太織貳百六拾疋
此目五拾八貫目

右之通嶋屋佐右衛門殿江為替金取組於当地ニ慥ニ請取申候処実正也。右代り金其御地瀬戸物町嶋屋佐右衛門殿江手形参着引替ニ御渡し可被下候。尤為引当前書之荷物京都日野屋吉右衛門殿江無相違為差登申候間、此売代金ヲ以元利共御差引被下候、為後日為替手形依而如件。

天保貳卯年三月十八日

上州渋川

羽鳥久右衛門

江戸駿河町

宮下五郎兵衛殿

前書之通太織荷物慥ニ請取無相違為差登申候、已上。

高崎宿

嶋屋佐右衛門 印

〈裏〉

表書之金子慥請取申候、以上。

卯三月廿一日

嶋屋佐右衛門 印

前書之通相違無御座候、以上。

尾崎弥三兵衛

林六郎兵衛

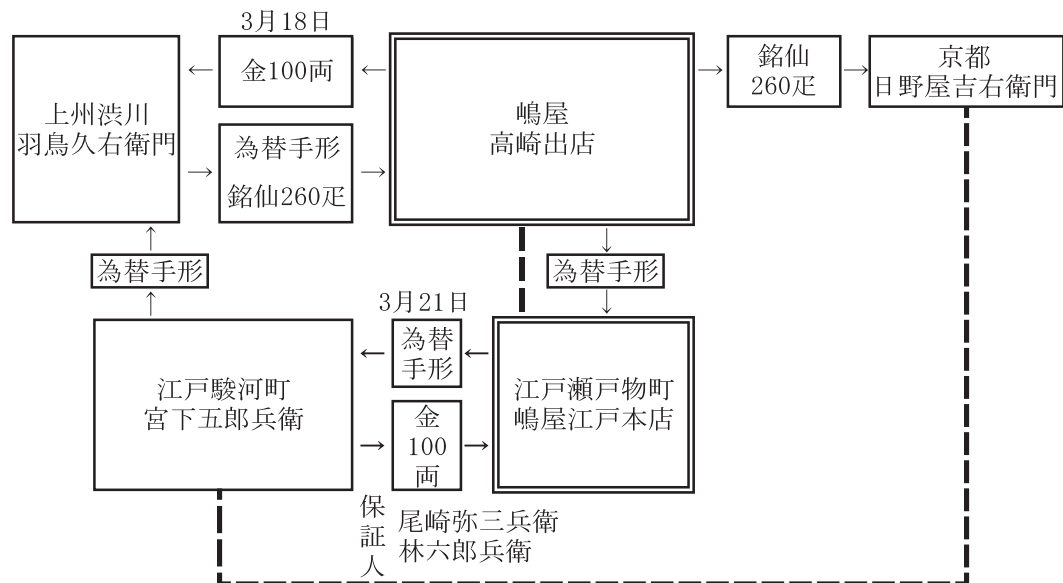


図7 羽鳥久右衛門の嶋屋為替利用図（天保2年3月18日）

図7で示したように、羽鳥が嶋屋高崎店を介して為替手形100両を組み、銘仙260疋を京都の日野屋に送る。為替手形は、江戸瀬戸物町の嶋屋江戸店へ送られ、江戸の宮下五郎兵衛のもとで換金される。前出の史料と同様に江戸と京都との間の債務関係を仮定して解釈すると、日野屋は宮下五郎兵衛に金を貸しており、宮下は日野屋の代わりに織物代金を支払う。そのことで宮下の債務は元利を差し引き、金利だけ残ることになるのではないだろうか。

次の史料は流れがやや複雑であるが、羽鳥が買次商であることを示している。

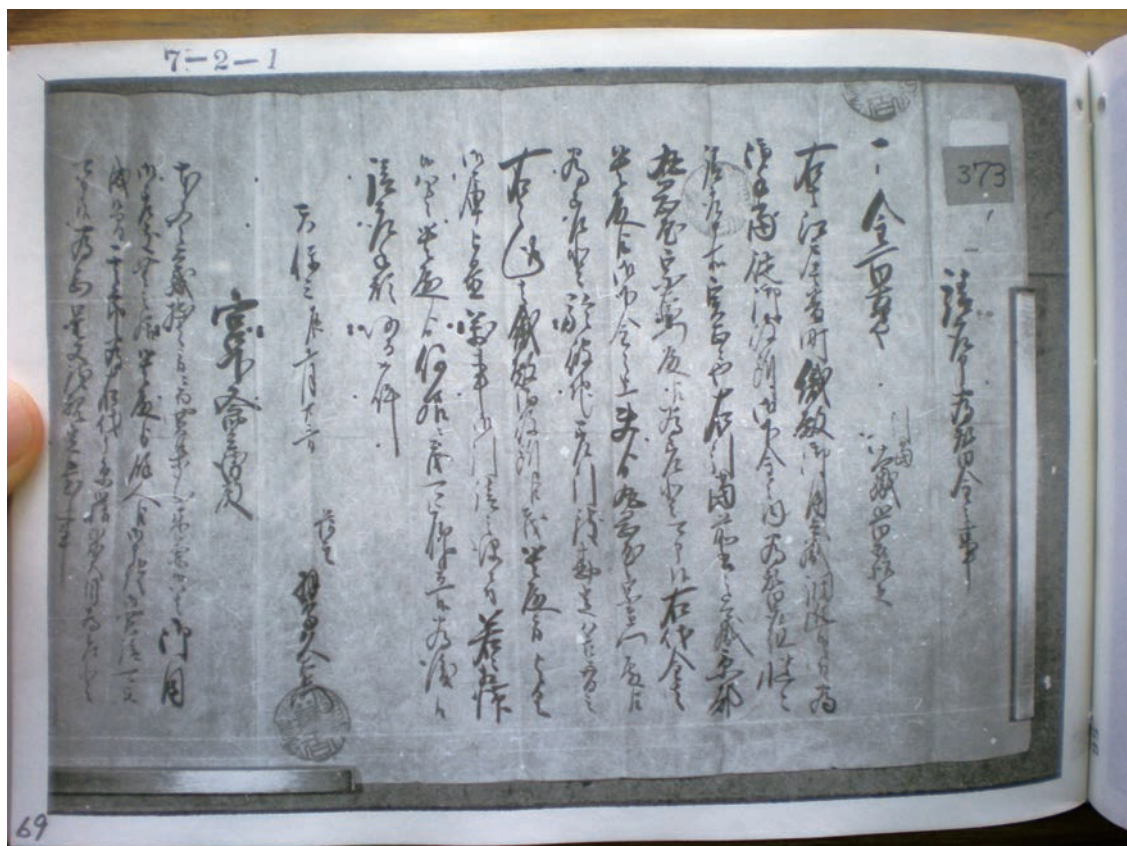


写真8 羽鳥久雄家文書「請取申為替金之事」

【史料】羽鳥久雄家文書（表6 No.4、群馬県立文書館複製資料、写真8）

請取申為替金之事

一、金百両也

引当

太織貳百五拾疋

右者江戸壹番町織殿御用太織調進候ニ付、為御手当從御役所御下金之内為替取組、慥ニ請取申所実正也。右引当前書之太織京都丸岡屋宗右衛門殿江為差登可申候。右代金者貴殿江御下金之上、夫々丸岡屋宗右衛門殿江為差登於彼地差引致勘定筈ニ有之、右之趣者織殿御役所江茂貴殿方与里御届ケ被置、万事御引請之訳ニ候。若相滞候ハハ貴殿ハ何様ニ茂可被仰立候、為後日請取手形依而如件。

荷主

天保三辰十一月廿三日

羽鳥久右衛門 印

宮下五郎兵衛殿

本文之太織拙者方ニ而買集メ出来兼候ハ者御用御差支無之様貴殿ハ餘人江御申談御買請可被成候間、其節為右代り糸貳拾貳貫目為差登可申候。為念是又致規定置候事。

荷主

羽鳥久右衛門 印

前書之荷物慥ニ受取京都丸岡屋惣右衛門殿江無相違御届可申候、以上。

上州高崎

京屋弥兵衛 印

上記の史料を図示したものが図8である。織殿とは江戸幕府若年寄支配下の吹上御庭織殿之事のことであり、將軍家御用の織物を織ったとされる。その織殿に太織250疋を「調進」する「御用」仕事を務め、そのための手当金が「御役所」から下げ渡された「御下金之内」から為替に組まれた、渋川の羽鳥のもとへ届けられた。羽鳥は半製品の太織250疋を買い、京都の丸岡屋へ送った。加工賃は江戸の宮下五郎兵衛を通じて京都の丸岡屋宗右衛門へ送られたものと考えられる。羽鳥が太織250疋を買い集められない場合、その保険のため代り糸22貫目を京屋高崎

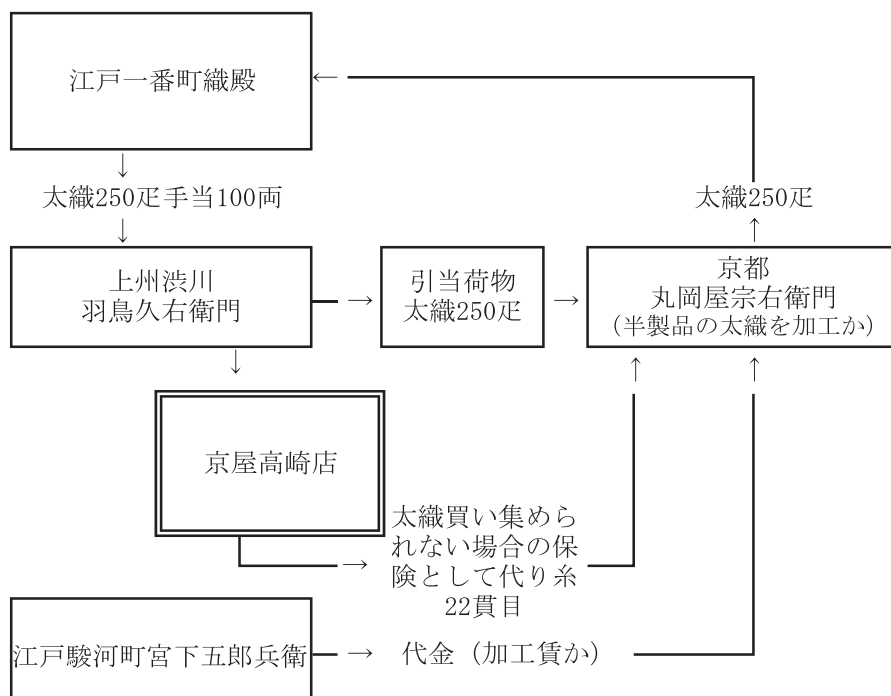


図8 羽鳥久右衛門の京屋輸送利用（天保3年11月23日）

店に運ばせている。この場合、京屋高崎店の役割は史料上では輸送のみであるが、羽鳥家の江戸と京都との取引の延長線上で考えると手当金は京屋の為替で羽鳥のもとに届いたものと考えた方がよいであろう。

以上のように文政から天保年間にかけて羽鳥は盛んに京屋・嶋屋の両高崎店を利用して上方と織物取引に関わったが、決済で飛脚問屋が為替手形を取り組んだ。大坂における両替商のような役割を担ったわけである。羽鳥の事例は逆為替のケースであるが、京屋桐生店を利用した順為替の事例もある⁽¹²⁾。こうした為替手形の取り組みは飛脚問屋と得意先との信用取引の上に成り立つが、無論のことトラブルの種も包含しながら利用される。こうした信用取引の裏付けは一体何だったのであろうか。筆者は預り金が信用の担保となったものと考え。奥州福島の実例であるが、糸買次商大橋儀左衛門は京屋福島店を介しての為替利用とは別に京屋福島店に1,000両ものの金額を預けている⁽¹³⁾。次章では宮川家文書の手形史料を使い、預り金の実態を明らかにする。

3 預り金手形

前節で紹介した為替手形は「信用」の上に成り立つシステムであるが、信用を裏付ける要素が預り金ではないかと思われる。次の史料は飛脚問屋嶋屋桐生店が現金を預かろうとする場面を示した珍しい史料である。

【史料】長沢家文書589（桐生市立図書館蔵）

一、小俣村半兵衛儀、絹買次渡世之者ニ而、桐生町絹買入場所ニ前書貞助店文次郎宅を市六才借請、昨方市半兵衛倅佐四郎并ニ召仕一同出市仕、絹買入残金三百両有之、夜ニ入小俣村江持帰候茂不用心ニ付、当町飛脚問屋嶋屋佐右衛門方江預ケ置可申与存、右佐右衛門方江沙汰仕候處、召仕太兵衛与申者金子受取ニ罷出候間、右之残金三百両ヲ相渡し候ニ付、太兵衛受取、麻才布ニ入候内、□□（虫食い）とも不知頭巾様之ものをかむり、三人拔身ニ而、切込右名面の者ニ為手負逃去候趣…（中略）

一、文次郎女房きん儀宅ニ居合折節裏口江向罷在候處、何者共不知表口ハ飛入、拔身ニ而佐四郎娘切掛候ニ付、目潰いたすべく心得ニ而、十能を持能すくいかけ候處、拔身ニ而追来候ニ付、裏口江逃出し申候。（後略）

安政5年（1858）3月2日五ツ半時過、桐生新町五丁目の貞助店文次郎宅一階で、下野国足利郡小俣村の絹買半兵衛の倅佐四郎、半兵衛召仕の利兵衛、貞助店平吉召仕の丈吉、文次郎と懇意という九一郎の4人が上記場所を「絹買入場所」に借りて商談していた。小俣村の半兵衛とは木村半兵衛のことである。絹購入資金のうち300両が残ったため、嶋屋佐右衛門に預けようとした。嶋屋の奉公人太兵衛が現れ、現金を革財布に入れたところ、いきなり頭巾をかぶった3人が乱入し、刀で斬りつけ、現金50両を奪い取って逃亡した。外は雨が降っており、3人組は風合羽を着用していた。

嶋屋の奉公人太兵衛は現金を預かるため、嶋屋桐生店から現金を取りに現われる様子はあたかも多額預金者のもとを訪れる現在の銀行員のようなものであるが、預けた理由は道中での危険回避であると明記されている。恐らく次の市日まで一時的に預け、市日に再び嶋屋で現金を手形と

12 宮川家文書259（桐生市立図書館蔵）。天保10年（1839）2月23日、京屋桐生店は大黒屋政八の為登金20両を取り組み、為替手形を発行。大黒屋は京都で京屋の相仕近江屋孝三郎から手形と引き替えに現金を3回分割で受け取った。

13 拙稿「近世後期における奥州福島飛脚問屋—嶋屋と京屋を中心に—」（日本地域政策学会『日本地域政策研究』7号、2009年3月）

引き換えに換金したのであろう。

この買次商と飛脚問屋とのやり取りは例外に属するものではなく、極めて日常的な風景であったことが宮川家文書に残る多数の預り金手形の存在により確認される（表7参照）。

【史料】宮川家文書 預り申金子手形之事（表7 No12、桐生市立図書館蔵）

預り申金子手形之事

一金貳拾五両也

右之金子儘ニ請取預り申候所実正也。然ル上者貴殿御入用之節何時ニ而も元利相添急度返金可致候。為後日之預り証文、依而如件。

天保十三

桐生

寅九月廿七日

京屋弥兵衛 印

前橋

井上屋半兵衛殿

前橋の井上屋半兵衛が金25両を京屋桐生店に預けたことを示す預り金手形である。「いつでも元本と利息を添えて返金する」とあり、預り金に利息がついたものと思われる。幸田成友氏の『江戸と大坂』（富山房、1995年）によると、両替商への預金について「預金の目的は第一は安全なる保管であって利殖ではない。第2はなるべく多額の預金をして両替屋の信用を買い、他日資金借入の便宜を得ようとするためである」（159頁）とある。保管であって、利殖でないところがあるが、飛脚問屋へ預ける意味には利殖も含まれる可能性も否定できない。このことは章末で触れる。次の預り金手形は預金者が金を受け取らず、預金者の取引先へ渡す手形である。

【史料】宮川家文書（表7 No13、桐生市立図書館蔵）

預り申金子之事

一金百五拾両也

前書之金子儘ニ請取御預り申候處実正ニ御座候。然ル上者御入用之節者何時ニ而茂玉上甚左衛門殿江無相違御渡し可申候。為後日預り金手形、依而如件。

弘化二年

桐生

巳五月二日

京屋弥兵衛 印

升屋小八殿

升屋小八は金150両を京屋桐生店に預け、「入用之節者何時ニ而茂」玉上甚左衛門へ渡すよう依頼している。玉上は桐生新町二丁目の買継商である。なぜ升屋が自身の預けた金を玉上の必要な時にいつでも渡すようにしたのであろうか。その手掛りとなるのが次の史料である。

【史料】荷為替金預手形の事（宮川家文書149、桐生市立図書館蔵）

荷為替金預り手形の事

一 金貳百両也 但し文字金

右之通、糸絹買調手当金儘に預り申候處実正也。然ル上者桐生新町市日毎ニ買調候諸品無相違貴殿江相渡可申候。尤金子御入用之節者、貴殿御差図次第ニ何時成共金子ニ而相渡可申候。万一本人相滞候ハハ証人之者々相弁、急度返済可仕候。為後日之荷為替手当金預り手形、依而如件。

文政貳年

大間々町

卯十月朔日

預り主

與七 印

証人

與市右衛門 印

同

源右衛門 印

桐生新町二丁目

京屋弥兵衛殿

No.	文書 番号	表題	年月日	金額	預かり方（借方）	預け主（貸方）
1	146	預り金手形之事	文化5年11月6日	金100両	上州桐生近江屋喜平治	野州足利田代新五兵衛
2	147	預り金手形之事	文化8年正月	金 50両	上州桐生町京屋弥兵衛	武州熊谷宿石川藤四郎
3	150	覚（預り手形）	天保8年9月3日	金100両	京屋弥兵衛	石井治兵衛
4	151	預り申金子之事	天保8年12月4日	金500両	嶋屋佐右衛門・ 玉上甚左衛門	升屋源三郎
5	153	預り申金子之事	天保9年11月27日	金325両	京屋弥兵衛	舩屋定七
6	154	預り申金子之事	天保9年11月27日	金 75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
7	155	預り申金子之事	天保10年5月8日	金175両	京屋弥兵衛	舩屋定七
8	156	預り申金子之事	天保10年12月4日	金350両、金75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
9	157	預り申金子之事	天保11年5月1日	金250両	京屋弥兵衛	舩屋定七
10	158	預り申金子之事	天保11年12月9日	金 75両	京屋弥兵衛	舩屋定七
11	159	預り申金子之事	天保12年4月21日	金450両	京屋弥兵衛	舩屋定七
12	160	預り申金子之事	天保13年9月27日	金 25両	桐生京屋弥兵衛	前橋井上屋半兵衛
13	161	預り申金子之事	弘化2年5月2日	金150両	桐生京屋弥兵衛	升屋小八
14	162	預り申金子之事	嘉永3年4月28日	金100両	上州桐生京屋弥兵衛	升屋理助
15	163	預り申金子之事	嘉永4年2月20日	金 50両	上州桐生京屋弥兵衛・ 又兵衛	陣馬村石関勝治郎
16	164	預り申金子之事	安政2年正月	金 50両	上州桐生京屋弥兵衛・ 又兵衛	藤生善重郎
17	165	預り申金子之事	安政3年9月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛	丹羽長右衛門
18	165	預り申金子之事	安政4年1月 (同5年1月18日まで)	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
19	165	預り申金子之事	安政4年1月 (同5年1月18日まで)	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
20	165	預り申金子之事	安政5年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
21	165	預り申金子之事	安政5年1月27日	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
22	165	預り申金子之事	安政5年9月	金 50両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
23	165	預り申金子之事	安政6年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
24	165	預り申金子之事	安政6年1月	金100両	桐生京屋弥兵衛、又兵衛・ 金助	丹羽長右衛門
25	165	預り申金子之事	安政6年7月	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
26	165	預り申金子之事	安政6年10月14日	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
27	165	預り申金子之事	文久元年3月	金100両	桐生京屋弥兵衛、栄吉	丹羽長右衛門
28	166	預り申金子之事	安政4年正月～ 安政6年4月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛他	前橋関文七
29	167	預り申金子之事	安政4年5月8日	金225両	桐生京屋弥兵衛	升屋伊助
30	168	預り申金子之事	安政4年11月～ 安政5年11月	金200両	桐生京屋弥兵衛他	江戸勘定場
31	169	預り申金子之事	安政5年2月	金100両	桐生京屋弥兵衛・金助・ 又兵衛	高崎京屋弥兵衛他
32	170	預り申金子之事	安政5年5月	金350両	京屋弥兵衛	升屋伊助
33	171	預り申金子之事	安政5年12月	金 50両	京屋弥兵衛	佐羽吉右衛門
34	172	預り申金子之事	安政6年2月、7月		上州桐生京屋弥兵衛	藤生善重郎
35	173	預り申金子之事	安政6年12月10日	金539両	京屋弥兵衛	長澤新助
36	174	預り申金子之事	安政7年正月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛・ 金助・栄吉	関文七
37	175	預り申金子之事	安政7年正月	金100両	上州桐生京屋弥兵衛・ 金助・栄吉	丹羽長右衛門
38	176	預り申金子之事	文久2年正月	金100両	京屋弥兵衛・金助・嘉助	丹羽長右衛門
39	178	預り申金子証文之事	慶応2年10月15日	金 50両	同弥兵衛・惣助・栄吉	京屋弥兵衛・嘉助・金 右衛門
40	179	覚（預り金証）	丑正月24日	6両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
41	179	覚（預り金証）	丑2月11日 (3月20日返す)	冒頭欠落	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
42	179		丑4月10日	10両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
43	179		丑6月14日	16両	京屋弥兵衛	川嶋藤吉
44	181	覚（預り証）	寅2月3日	銀100両	京屋弥兵衛	三井店
45	183	覚（預り金証文）	正月14日	金 55両	店（京屋桐生店の印）	伊八（京屋支配人か）

* 『桐生市宮川家文書目録』（桐生市立図書館、2011）の「近世」の「預かり金」欄から京屋預かりのみで筆者作成

表7 京屋桐生店預り金一覧

(中略) 月々市日可渡候糸絹品々代金者京都大坂江戸表々貴殿方江来着次第無相違御渡可被下候約定、尤京大坂行為登駄賃、盆前大際(ママ、晦の誤りか)前二季無相違相渡し可申候約定、但シ京大坂江戸表々来り候金銀荷物駄賃者其時々相渡可申候。且市日当座之貸借者次市ニ相互ニ急度皆済勘定可仕候治定也。(後略)

右の史料は大間々町三丁目の「與七」が桐生新町二丁目(一丁目の誤り)の京屋から金200両を預かったことを示す手形である。飛脚問屋がなぜ與七に糸絹代金を預けたのかについて織物史は「飛脚屋は、予め問屋より織物買入資金を預かりおき、買次商へ一部なり、或は全部なりの前渡しをなし、買次商の買入れたる商品を受け付けて、之を問屋に送達することである」⁽¹⁴⁾と述べている。つまり京都・大坂の問屋側の意向を受けて、飛脚問屋に現地調達を委託し、さらに飛脚問屋は現地買次商與七に現金を前渡しして織物や絹糸を購入させた上で、荷物を引き受けて上方・江戸へ輸送している。そして上方から糸絹代金が飛脚に届くと、それを買次商に渡した。京都・大坂への為登駄賃については盆暮れ2季に買次商から飛脚へと支払われ、京都・大坂・江戸からの金銀荷物駄賃についてはその都度、買次商から京屋に支払われた。また市日の当座の貸借については次の市で相互に皆済された。與七は京屋から預かった200両を元金とし、それに「月壺」の利足を足して元利共に7月9日と12月25日限りで京屋へ返金している。

先の升屋が京屋に資金をプールしておき、玉上にいつでも渡していいようにしたのは、そうした織物購入と関連するものと考えられる。換言すれば、玉上は升屋の委託バイヤーのような存在であり、飛脚問屋が資金をプールしたことになる。玉上は市日に織物を購入すると、飛脚問屋に荷物を渡し、同時に織物資金をもらう。そして飛脚は升屋へ織物を輸送する。駄賃は升屋からの預り金から差し引くのか、別途請求したかのいずれかであろう。また飛脚の預り金は両替商の預り金と同様の意味を持ち、飛脚問屋に現金を預ける、さらに強調すると、飛脚問屋に現金を預けられる商人、また預った金を渡せる商人であるという信用のお墨付きであり、すなわち飛脚問屋が介した「信用」の上に、安心して取引できたとは言えないであろうか。

預り金手形にはもう一つの意味がある。それを示すのが信達地方の大橋健祐家文書に残された預り金手形である。

【史料】大橋健祐家文書(福島県立歴史資料館蔵)

預り申金子手形之事

一、金千両也 但亥四月限金百両方二付

壺ヶ月金三步之四割

右之通、慥相預申處実正也。尤御入用之節者何時ニ而も元利とも急度返済可仕候。右者絹糸為替荷物請取置ニ預申義ニ付少しも相違申間敷候。為後日預置手形、依如件。

文政九年戌十二月朔日

島屋佐右衛門 印

大橋儀左衛門殿

飛脚問屋を介して為替を取り組む際、嶋屋が大橋家から預かった金1,000両が担保となったことを示す史料である。為替手形は非常に便利であったが、その一方で行き違いがあると「不渡り手形」を発生させる問題もあった。次の史料は上野国、京都、近江国の3商人が関係した為替トラブルのあった事実を示している。

【史料】書上家文書A-1-902(桐生市立図書館蔵)

川村喜右衛門願書差上候ニ付預御尋其子細奉申上候

一、昨申年十月中喜右衛門儀仕入用向ニ而下向被致、手前方へ止宿仕居、諸織物類買入仕、

14 八木昌平『桐生織物史』上巻(桐生織物同業組合発行、1935年)333、334頁

夫々用向も相片付出立前ニ相成候ニ付、其前ニ茂仕入金相残候節ハ手前方江預ケ金ニ致、其後下向之節迄利足付ニ而預リ候事も御座候事故、其節も若哉遊金有之候ハハ百金ニ而茂貳百金ニ而も預リ可申旨申聞候處、其節有合ハ無御座候ニ付、上京之上下し金ニ而御預ケ可申旨被申候間、左様之儀ニ候ハハ幸ひ高崎宿ニ松居亀右衛門と申仁下向致居候間、此物へ為替ニ取組、右之人の金子請取可申間、右代り金於京都同人江右金子相渡し呉候様ニと相頼候。然者京都ハ何方江金子出し置候ハハ御手都合も宜候哉と被申候ニ付、京都ハ東洞院三条上ル所、飛脚近江屋喜兵衛方江金子出し置呉（候抜けカ）様相頼、松居亀右衛門方へも問合之處、同人儀も右飛脚方へ存居候事故萬事宜と申ニ付、其趣喜右衛門江相咄し候得者同人も承知致候事故、無相違彼方江金子出し置候事□（与カ）存居、則松居亀右衛門の金百兩請取右飛脚近江屋喜兵衛之名当ニ而手形認相渡申候。依之亀右衛門儀者上京致右手形ヲ以金子請取可被申事と存居候所、其後、右手形戻り来、先達而渡し置候金子歸し呉候様被申候ニ付、如何之儀と相尋し處、右使も代者ニ而其儀ハ如何之訳ニ候哉不存候得共、上方表ニ而為替金ふ渡りニ付、手形差戻し候間、金子取返し可申旨申来候ニ付、参上致と申事不渡り之儀者有間敷事と難心得存□□（虫食い）何分遠路之儀問合ニも日数相掛りし事兎も角茂手形歸り候儀ニ付、無據右百兩相渡し返納仕候。依之私方ニ而も其俣ニ致置候所、此度相手被取候始末ニ御座候。此儀如何とも難心得候（後略）。

上記史料は為替手形のトラブルを示す史料である。上野国山田郡桐生新町二丁目の買次商書上文左衛門方に近江国在住の川村喜右衛門が織物を買ひ求めに来た。喜右衛門は書上から購入資金があれば、利足付で預かる旨を持ちかけられ、持ち合わせがなかったので「上京した上で金子を下す」旨を答えた。すると書上は高崎に京都から松居亀右衛門が下向しているの、その者から書上が100兩を受け取り、亀右衛門宛てに為替手形を発行するので、京都の飛脚問屋近江屋喜兵衛を介して喜右衛門から100兩を亀右衛門に渡してほしいと申し出た。飛脚問屋を含め、4者合意のもとで商人発行手形が飛脚問屋を介して取り組まれた。スムーズにいけば、商人に便宜を与えたはずであるが、上記の史料は手違いが起こり、亀右衛門が飛脚問屋ではない同名の両替商近江屋喜兵衛に出向いたため「不渡り」として書上にクレームが付き、手形も返却されて100兩を亀右衛門に返納した。

以上のような為替手形のトラブルは史料上も散見される。同史料で興味深い点は「預り金」への観念である。「100金でも200金でも」と書上文左衛門が取引先に持ちかけ、取引先も利足金といううま味もあって、双方とも為替手形を使っても「遊び金」を「預り金」とした。つまり「保管であって利殖である」と考えられる。また預り金は信用取引の担保であり、先の大橋家から嶋屋側に多額の金1,000兩を預けたのは為替手形を組む際の信用の証ともなったのである。

4 融資

最後に飛脚問屋の融資については触れておきたい。預り金とも通底する性質を持つものだからである。飛脚問屋による融資については『群馬県史』でも大名・旗本への融資について指摘されている⁽¹⁵⁾。ここではそれ以外の事例で京屋桐生店を例に商人や町役人への小口融資について取り上げる。使用する史料は主に栗田豊三郎家文書（群馬県立文書館複製資料）であるが、本来は宮川家文書に所属していたものである。まず取り上げるのは上方の取引相手への返金の際、近江屋喜平次桐生店が代わって用立てた事例である。

15 『群馬県史 資料編 9』（1977年）43、44、134～136頁。天明5年（1785）に上州に出店のあった上方の飛脚問屋近江屋喜平次は小幡藩松平家に蔵元を命じられた際、藩に儉約励行を申し入れている。嶋屋と京屋は他の藤岡商人とともに文政7年（1824）と同8年に旗本水上織部から御用金を命ぜられ、前者には免除を願い出て、後者には応じている。

【史料】粟田豊三郎家文書98（群馬県立文書館複製資料）

借入金一札之事

一、金五両也

右者京都美濃屋忠右衛門殿江御立替金借用申處実正ニ御座候。但シ返済之儀者来ル十月無相違急度御勘定可仕候。為後日借用証、依而如件。

文化元年馬五月

高沢村

□（川カ）嶋

定右衛門 印

証人

幾右衛門 印

桐生町

近江屋伊八殿

喜助殿

これによると高沢村の定右衛門が京都の美濃屋忠右衛門に対して債務があり、金の工面がつかなかったのか、近江屋伊八、すなわち近江屋喜平次桐生店⁽¹⁶⁾に立て替えてもらい、その返済金を今年10月までに支払う旨を述べた一札である。宛名の近江屋伊八は十七屋時代、近江屋喜平次の時代を経て桐生店を差配し、文化6年（1809）に出店が京屋名義に変わっても差配を続けた人物である。上のように飛脚問屋の地方出店は地域の金融機関の役割を果たしていたのである。

次の史料は武州産紅花取引に関係する史料であるが、京屋桐生店が紅花の輸送賃の支払い猶予を受け入れたことを示している。

【史料】粟田豊三郎家文書38（群馬県立文書館複製資料）

入置申一札之事

一、金百両也 但し文字金也

右者去ル卯辰二ヶ歳紅花荷物、貴殿方へ相頼、右駄賃金、其節勘定可致處、右紅花ニ而多分損毛有之候ニ付、無據延引ニ罷成候。然ル処、此度右金子出来かね無是悲、当午年分来ル戌歳迄年々金廿兩宛御受取被下候様、達而御頼申候處、御聞済被下、然ル上者歳々無相違返済可仕候。万一相滞候年有之候ハハ兩判の方より弁金仕、貴殿方へ少シ茂御損毛相懸ケ申間敷候。為後日年賦証文相渡し申處、仍而如件。

武州原市町

文化七午十二月

借用主

長島作兵衛 印

同州岩槻町

親類

〃 勇次郎 印

16 天明7年（1787）年の十七屋孫兵衛の關所後、寛政元年（1789）に近江屋喜平次が桐生店を継承したが、文化6年に京屋弥兵衛に名義変更された。近江屋喜平次とは京都烏丸通姉小路上ルに本店、京都鞆町に出張所、江戸と大坂に出店を置く早飛脚宰領請負人である。大坂・京都の飛脚問屋から早物（早便）を受け取り、江戸へ下した。上州に出店を展開した近江屋喜平次と早飛脚宰領請負人のそれとは同じ業者である。星野愷家文書（群馬県立文書館複製資料）の寛政元年6月付の「御請負申上置証文之事」に「京都烏丸通姉小路上ル町／近江屋喜平次」とあり、文化10年3月付の「早飛脚宰領取締方議定証文」（児玉幸多校訂『近世交通史料集七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年）にある居所・名前と一致する。藤村潤一郎氏によると、京都の近江屋喜兵衛（白木屋が株式所持）が、十七屋に連座して關所となった近江屋五兵衛株式を引き取り、上州店を所持した。近江屋喜兵衛は奉公人の中川嘉介を下し、兄喜平次名で上州店（藤岡、高崎、桐生）を再建した。（藤村「上州における飛脚問屋—京屋藤岡店富田永世との関連において—」『史料館研究紀要』31号、1968年）

同所

証人

ク 清兵衛 印

上州桐生町

京屋弥兵衛殿

この史料は、武州原市町の長島作兵衛が紅花輸送を京屋桐生店に依頼し、2年分の駄賃金を後払いとしたが、その後、取引に損失が出て駄賃金を支払えなくなったため、金100両を5年かけて年20両ずつ返済することを約した一札である。江戸期の武蔵国上尾・桶川一帯は紅花産地として知られ、産地農家、仲買商人が活動し、上方と盛んに取引を行った。紅花輸送に京屋桐生店が関与している事実がわかると同時に、損失を出した紅花商人への配慮も窺える。

【史料】栗田豊三郎家文書87（群馬県立文書館複製資料）

覚

一、金拾五両也 未ノ歳分

状八

内金拾両者当二月晦日限り 借用銭

引ノ残

金五両者当来三月晦日限り

一、金五両也 是ハ先ノ借用金上者分、当来四月晦日限り

右之通御返済可申筈ニ取極、御承知被下候所、無相違御座候。然ル上者右限月、無相違御返済可申候。為後日仍而如件。

文化九壬申二月八日

日野屋平八 印

代佐七

京屋常八様

上記の史料も商人相手である。日野屋平八は下総国古河宿の人物であるが、代佐七が京屋桐生店より15両を借用し、2回に分けて返済することを約した証文である。為替手形の箇所で紹介した羽鳥家の100両という単位と比較すると、15両は少額であるが、京屋の出店では少額融資も行ったことを証明している。

上記の史料は35両であるが、次の史料では借用主の高崎田町の炭芳屋文五郎が年5両7カ年賦を申し入れて、京屋桐生店が承知したことを示している。

【史料】栗田豊三郎家文書98（群馬県立文書館複製資料）

借用申金子之事

一、金三拾五両也

右之金子是迄御借用ニ相成居候処、此度年賦之義御願申上格別之御勘弁ヲ以御聞済被成下難有仕合ニ奉存候。然ル上者御返済之義當申年ノ寅年迄盆暮金貳両貳分宛壺ヶ年ニ金五両也七ヶ年ニ急度御上納可仕候。右御約定仕候上者、聊意変不仕候。為後日証文入置申候所、依而如件。

安政七年

高崎田町

申壬三月

借用人

炭芳屋文五郎

桐生

京屋弥兵衛様

これによれば35両の7カ年賦に金利が上乘せされたのかは記されていない。史料の文面通り

に無利息では京屋側の損失であろうと思われるが、理由は不明である。だが、こうした少額の長期返済が積み重なれば、やがては不良債権となり、営業に好ましい影響を与えないものと思われる。次に出羽松山藩と町役人への融資を取り上げる。

【史料】栗田豊三郎家文書88（群馬県立文書館複製資料）

覚

一、金拾五両也

右者文化八未年四谷仲町御屋敷御類焼付冥加金受取申處如件。

文化十二亥年十二月

渡辺甚七 印

小林猪三郎 印

中坂右衛門 印

上州山田郡桐生新町

京屋弥兵衛

右は文化8年（1811）に江戸四谷仲町の出羽松山藩邸が類焼した際、上州領の桐生新町にも冥加金を募り、京屋が15両を支払ったことを示す。次も松山藩に関係する史料である。

【史料】宮川家文書7（桐生市立図書館蔵）

〈封〉

金子証文

壺通

〈表〉

覚

一、金三拾両也

右者去ル巳年羽州松山御領分稀成凶作ニ付、書面之通無利足金御借上被成候所実正也。御返金之義ハ来ル亥年五ケ年め半金同辰年十ケ年め半金御返済可被成候。為後証仍如件。

天保六未年十一月

多田祐三郎 印

相馬多三郎 印

京屋弥兵衛殿

（裏書）表書之通相違無之令裏判者也。

未十一月 丹右衛門 印

天保6年（1835）は天保の飢饉の期間に当たる。文中に「羽州松山御領分稀成凶作ニ付」とあり、藩は無利息の長期年賦を京屋に命じた。京屋だけでなく、恐らく他の商人も藩に貸与しているはずである。返済については「亥年五ケ年め」すなわち天保10年（1839）に半額、弘化元年（1844）にもう半額を返す旨を約束している。

次は融資先が商人・藩ではなく、地域社会への事例である。

【史料】栗田豊三郎家文書98（群馬県立文書館複製資料）

借用申金子之事

一 金拾貳両也

右者当未六月御祭礼之儀ニ付、前書之金子借用申處実正也。返済之儀者来ル申年六月迄市貫（ママ）ヲ以、元利取揃急度返済可仕候。若又ふ足之分者申年御祭礼入用之内与利返済可仕候。為後証之依而如件。

弘化四未年六月

町内

火消

吉右衛門 印

利左衛門 印

判頭

吉右衛門 印

半助 印

丈助 印

藤吉 印

廣吉 印

善藏 印

兵吉 印

丁内

弥右衛門殿

惣五郎殿

次兵衛殿

京屋弥兵衛殿

京屋桐生店を含む宛て名4人が金12両を融資したが、借金理由の「六月御祭礼」とは牛頭天王祭礼（祇園祭）を指す。以上のほかにも嘉永4年（1851）4月に京屋桐生店は「町内火消」の「吉右衛門」「利左衛門」の2人に金10両を融資した。こちらは単に「助力御歎願入用之儀ニ付」とあり、具体的に何の借金か不明であるが、行政に関わるものであろう。桐生新町の火消役は消防・祭礼のほかの行政にも関わっている。以上のように京屋桐生店が火消役の求めに応じて度々融資した事実がわかる。

紹介した事例からは飛脚問屋は大名・旗本融資だけでなく、商人、大名の陣屋、町役人への小口融資を行ったことがわかった。京屋桐生出店の地域密着ぶりが窺えると同時に地域社会側にも商売上・生活上において不可欠な金融機能を果たしたと言えよう。

まとめ

以上の事例検討により江戸時代後期の地方においても江戸地廻り経済圏の発展と共に飛脚問屋を介した為替手形による決済、また信用を担保するための預り金手形が盛んに発行されていた事実が判明した。飛脚問屋が扱った手形を整理すると次の通りである。

- ①引替金手形＝飛脚問屋から利用者に振り出され、移動先同じ飛脚問屋の出店で手形を換金できた手形
- ②為替手形＝飛脚問屋が代金を最初に売主に支払い、売主発行の手形と荷物を輸送し、現地で飛脚問屋の相仕（提携業者）が手形を荷受人に換金してもらう逆為替。また飛脚問屋に手形を発行してもらい、移動先で換金する順為替
- ③預り金手形＝飛脚問屋が取引先から現金を預かると発行した手形。預り金には利足が付き、預け主が請求すれば、元金・利足ともに返済された手形
- ④荷物が替金預り手形＝都市問屋から商品購入を委託された飛脚問屋が仲買商に資金を預けて購入してもらい、商品を一括輸送し、荷受人から代金が届いた時点で代金・駄賃と共に現金決済される手形。飛脚問屋は買次商から定期的に元利を返済された

引替金手形は飛脚問屋に現金を渡し、手形を発行してもらうことで、荷主自身が現金を持ち歩かずとも済み、盗難防止に最大の効果を発揮すると同時に補償も付いた。また生糸、織物、

紅花などの特産物の移出に伴う遠隔地での決済に使われた為替手形も同様のメリットがあった。特に投機的な側面も持つ絹織物取引の場合、羽鳥家の事例に限られるが、逆為替による決済を飛脚問屋が産物を引当（抵当）として運送を請け負い、逆為替を仲介することで、生産地が取引先の経営不振の煽りを受けるなどの事態を回避できる別のメリットもあったものと思われる。不渡り手形の場合、引当荷物を売却して現金化したものと思われる。

両替商の預り金と同様に飛脚問屋にとっても預り金とは商取引及び為替金取組の信用の基礎であったことを指摘した。また飛脚問屋は、上方・江戸などの都市問屋から委託されると、産地の織物買次商に購入資金を預けた。飛脚問屋は買次商が購入した商品を輸送した。④の荷為替金の場合、為替駄賃は盆暮れ勘定として飛脚に支払われたが、上方・江戸から織物代金が届くと、飛脚問屋にその都度、駄賃と共に渡した。買次商は飛脚から預かった現金に利足を付けて盆暮れに元金と共に返した。いわば、飛脚問屋が都市問屋の窓口となって資金プールの役割を担ったのである。

また融資に関して飛脚問屋が大口融資だけでなく、地域社会に密着した小口融資も扱っていた。融資対象は商人、大名、町役人、街道沿いの飛脚取次所（本陣、脇本陣、旅籠など）など広い階層に及んでいたことがわかった。飛脚問屋は地域社会に不可欠な金融機能を担ったと言えるだろう。

以上のように近世地域社会では小口資金を中小商人にも融資するマイクロファイナンスの機能を飛脚問屋が担った。そのことを立体的に示しているのが京屋藤岡店の「店卸勘定」である。店卸勘定における預り金、融資が占める割合の大きさは、2章以降で検討した手形の存在と密接に絡んでいる。代価を後日に支払い、また為替手形を扱う飛脚問屋にとって預り金こそが信用の担保であった。だからこそ得意先の情報は死命を制したであろう。京屋藤岡店の支配人富田永世（1877～1855）は狂歌を通して地域と文化交流を図ったが⁽¹⁷⁾、「連」という文化サロンで得意先の情報を仕入れるメリットもあったものと思われる。

近世の為替手形は明治維新後も銀行・郵便において継承され、織物買次商と都市集散地問屋との間の決済で盛んに利用されるに至る。かつて筆者は群馬県桐生市の元織物加工販売業者に聞き書きを行ったが、手形を用いることで実際の手持ち資金以上に大きく商売をすることができたと述べている⁽¹⁸⁾。近世社会とて同様の類推が成り立つのであり、多くの手形がそのことを雄弁に物語っている。

飛脚問屋は、運送量で凌駕する水運に比べると物流の脇役のように扱われがちであるが、内陸社会と菱垣廻船を結びつける役割を果たし、また織物を運ぶなど産地と消費地をしっかりと結びつけた。また各地の出店・取次所による地域間のネットワークを駆使して、経済社会上の通信機能、また商取引上の金融機能の面で顧客に多大な利便性を提供したのである。今後の課題は旅行者が為替手形を用いるなど庶民の利用事例の発掘を進め、より広範に飛脚が利用されていた事実を解明することである。

【付記】本稿執筆に際し、郵政歴史文化研究会第一分科会のお世話になりました。また石井寛治先生から有意義な御指導を賜りました。この場を借りて御礼申し上げます。

（まきしま たかし 群馬県地域文化研究協議会会員、桐生文化史談会理事）

17 拙稿「富田永世と飛脚問屋京屋藤岡店」（『群馬県立女子大学 第1期群馬学センターリサーチフェロー研究報告集』群馬県立女子大学群馬学センター、2012年3月）。京屋藤岡店支配人富田永世は業務の傍ら藤岡で狂歌グループ「松葉連」を主宰、月並会を開いた。

18 筆者執筆「書上文左衛門家への入り口—研究紹介と書上家の軌跡—」（桐生文化史談会編『桐生織物と買継商—書上文左衛門家の300年、情報と販売の流通戦略—』2008年）